

シャキット富山35

創刊!

2000年3月11日(土)午後1時30分よりサンフォルテ団体交流室に集まつた人で話し合いをして「男女共同参画社会基本法ネットワークin富山」を立ち上げることができました。

名前が長すぎるの愛称を募集。社会・基本法・ネットをつないで、しゃきつとして、県内35自治体をつないでいこうという意味で『シャキット富山35』としました。

このネット活動はサンフォルテを拠点に、みんなで協力・運営していきます。

そこでメンバー間でいくつかの「約束」を申し合わせたいと思います。

富山県の条例についての学習や、提言活動のための情報交換をしながら各地での活動とゆるやかにつないでいくことが大切です。みんなが対等に協力しあえる方法を考えていきたいと思います。

世話人もその場で自薦・他薦をし、快く引き受けた人たちです。

今後も是非自分からお世話を申し出てください。お待ちしています。

また、ご意見・ご提案もお寄せください。

2000.3.27

文責：事務局



新しいネットワーク活動についての 申し合わせ

- ◆ 自主自律の精神でお互いにエンパワーしよう。
- ◆ わからないことは事務局へ問い合わせよう。
- ◆ 個人として参画しパートナーシップによる協力活動をしよう。
- ◆ 勤めている人たちも活動に参画できる方法を考えよう。
- ◆ 自分の住む自治体だけでなく、県内全域・日本全国・世界レベルの女性問題解決を視野にいれてネットワークしよう。

窓口 富山県女性総合センター サンフォルテ (富山市湊入船町6-7)
TEL 076-432-4500

■ 事務局メンバーのTEL (野入、堀江以外はFAX兼用)

上原 076-441-2044 内山 076-433-6520 大津 076-493-8183 加須栄 0766-23-7636
谷内 0766-25-7920 玉野 0765-22-6329
野入 076-482-1083 (FAX 482-1360) 橋本 0766-72-2395 安井 076-429-7424
堀江 076-425-1745 (FAX 425-1702) 山下 0766-23-1054 若井 0765-56-9041

シバネット情報 No.1

2000年3月11日「男女共同参画社会基本法ネットワークin富山」の集まりの報告

出席者：20名（当日参加以外に「参加」の連絡は21名）

司会：野入

1. あいさつ _____ サンフォルテ職員
2. 経過報告 _____ 山下
女子差別撤廃条約・北京行動綱領・ビジョン・2000年プランから基本法制定まで
3. 県議会の動きについて _____ 谷内
県知事が条例制定について検討を考えると発言
2001年に北東アジア女性会議開催が確実に
3月17日に谷内県議が、予算委員会で女性政策関係について質問する

4. 呼びかけチラシに書いた《案》について話し合い

- 《ネットワークの名称》 「男女共同参画社会基本法ネットワークin富山」は長いので愛称・略称を決める。(案はイコールネット、参画ネット、35ネットほか)
- 《活動について》
- ・35自治体の女性政策推進、いろいろな立場の人たちのネットワーク。
 - ・県の条例制定にかかわることが、重要かつ早急に必要なので文章中の「目的」にはしっかりとその旨明記する。
 - ・『男女平等』か『共同参画』かについて意見がでたが、活動側としては『男女平等』をとりたい。
事務局中心に規約も含めて考える。
 - ・当面は発会式（5月ごろ）に向けての活動が中心。

- 《活動方法》
- ・新しいかたちの会なので、全員で事務局を助ける方法を考えていく。
 - ・集まる回数が少なくとも、電話・FAXを活用して情報交換する。
 - ・サンフォルテの登録グループとなり、他グループやサンフォルテ事業と連携する。
 - ・全員が個人として参画し、世話人は自主的に申し出てほしい
 - ・ネットワークの世話人は「女性センターを考える会」のニュースレターを購読してもらい、同会報にシャキット情報（青色）を同封する。（費用は按分して支払う）

- 《財 源》
- ・当分の活動費として、参加費一口 1,000円を集める
 - ・活動できなくても、参加費やカンパのみの協力など呼びかけていく。

《世話人》 35自治体に1人以上世話人として活動してくれる人を探す。
事務局も世話人兼務。
事務局は複数体制にして、自薦他薦で担当し、交代する。

【3月27現在の世話人】

水上小緒里（砺波）開田晃江（滑川）田中光幸（魚津）美谷克己（小矢部）舟川智恵子（舟橋）
米倉みつ子（利賀）町田スズエ（大沢野）東獨和（入善）藤城富子（立山）白鳥佳子（婦中）
高橋紀子（大門）税光詩子（城端）西尾恭子（福光）前田三好（福野）大幡景子（庄川）
久々江トミ子（新湊）山本夕紀子（大島）平井妙子（上市）ほかに富山、高岡、朝日など
《《代表》》 加須栄・玉野・山下
《《事務局》》 内山・橋本（氷見）・上原・大津・谷内・野入・堀江・安井・若井（黒部）

《これからの活動》 それぞれの課題ごとにチームを作つて活動していく

- ・ネットへの参加募集チラシを作り広く県民に呼びかける —— 野入
- ・県内の女性たちに声をかけみんなで県知事に※報告書を持っていき、女性政策の推進について話し合う。
(※報告書は北陸三県エンパワーメントの会が作成)
- ・世話人を中心に、各自治体の首長に報告書を届ける
- ・発会式の準備を進める
- ・条例制定など、学習を継続していく。(参考例：北海道・大阪・三重) —堀江
- ・その他

■関連情報■

2000/4/21	松井やより氏 講演	サンフォルテ	北東アジア講習会
✓ 4/22	岩尾寿美子氏 講演	✓	デュオの集い・東担当課
✓ 5/?	発会式		
✓ 6/	「国連女性2000年会議」	ニューヨーク	
✓ 6/10~11	落合恵子氏 講演	「サンフォルテフェスティバル2000」	
✓ 7/9	新屋英子氏 講演	富山大学	富山県母親大会 本木
✓ 7/8~9	「基本法シンポジウム」	国立婦人教育会館	北京JAC
✓ 7/21~22	「全国フェミニスト議員連盟・夏合宿」	三井マリ子氏ほか サンフォルテ	

※月ごとの「女性センターを考える会」「とやま女性政策研究会」の例会は参加自由です。

日時・場所はニュースレターのアクションカレンダーを見てください。

■関連資料■

プラン策定自治体 → 富山市・高岡市・氷見市・魚津市・滑川市・入善町・福岡町・砺波市

プラン改訂自治体 → 富山県・富山市・高岡市

条例検討自治体 → 小杉町

女性議員ゼロ自治体 → 福野町・大島町・宇奈月町・婦中町・立山町・朝日町・八尾町
庄川町・井波町・城端町・下村・平村・上平村・井口村・山田村
利賀村・氷見市・滑川市・小矢部市

※ 次回のシャキットの集まりは

日 時 4月9日（日） 午後13時30分～
場 所 サンフォルテ・団体交流室



內容

- ◇発会式の準備
 - ◇北海道の市民策定条例案届く
 - ◇国会の女性政策関連ニュース速報があります
 - ◇砺波市で男と女の「未来塾」開催 報告
 - ◇サンフォルテの「男女共同参画力レッジ」の報告書できました

(女性の政治参画、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、ドメスティック・バイオレンス、各グループのレポート)

その他、全国の女性たちの最新ニュースがぎっしり！ どうぞ参加してください。

朝日新聞3月12日掲載



男女平等条例について話し合う参加者＝横山の男女総合センターで

事務局からのおしらせ

- ① 本ネットワークのメンバーの名簿を作成する予定です。公表したくない方はおしらせください。
 - ② このシャキット情報に掲載のご氏名や電話番号に間違いがありましたらおしらせください。
 - ③ 何かご質問がありましたら堀江、山下、または事務局の世話人にお問い合わせください。

日本經濟銀行 P.61

◎…女性の地位向上を
団結する一貫の国連
女性特別総会まで二ヶ月
余り。日本でも、前
回の北京女性会議で
活動した非政府組織
(NGO)を中心多く
の市民グループが、
五年ぶりの晴れの賀
に向けて各自と機
構を連絡している。
◎…そこに開催が
飛び込んできた。今
月中旬、総会準備委員会
が総会の開催資格の拡大
を決定。国連経済社会理
事部に意見を述べること
ができるNGOと、北京
会議に参加したNGOに
限らず、北京会議以降に
活動を始めた団体にも門
戸を開くこととした。

開かれた国連女性会議

シヤネット情報 No.2

4月の集まりについて (2000.4.9)

出席者：25名

進行担当 内山・上原

1. あいさつ (全員、自己紹介をかねて)

2. 経過報告、現状報告

事務局

3月17、27、29日、4月5日打ち合わせや通信発送について

現在の参加者数65名、会費納入者は37名

3. 話し合い

・規約・会員・会費などについて

『規約』について一時間ほどかけて検討したが、細かく決めるとはむずかしいので、わかりやすくしたものを作成していくこととする。

『ネットワーク』という活動形態について、会員について、世話人について
また、会合の持ち方、最高決定機関について ご意見をきかせてください。」

- ・「シャキット富山35」の成り立ちや、基本法について説明書きがほしい、
- ・これからの活動は全員がしたいことや、できることで参加していく。

(学習、活動資料収集、広報をチーム別に)

・当面は発会式に向けての活動優先

4. 発会式について (案)

日 時 5月27日 (土) 午後

●発会式については、事務局中心に協力できる人ですすめる。

●内容形式について

あいさつ、励ましの言葉、経過報告、規約について、活動計画案

記念講演：住民が条例制定に取り組んでいる先進地の活動内容（北海道や大阪案）

5. その他 (主な意見、おしらせ)

●男女共同参画社会、及び基本法について共通認識がない。●参加者について、女性政策に詳しい人や初めての人など、温度差があるので学習の機会を設けるなど工夫した方がよい。●広く声をかけるか、参加者の学習に重点をおくのか、活動がむずかしい。●砺波市での男女共同参画社会についての集まりではまだ関心がうかつた。●「猫の手アンケート」(仮称)などで参加者がどこで協力していくか募るのはどうか?という案がだされた●時間がないので各自が自発的に発信し、協力できる人を集めて作業する。チラシ作成・印刷（上原、野入、堀江、志麻）

※次回の会合は4月13日、23日の午後13時30分から団体交流室にて行い、事務局中心に出席できる人ですすめる。

※活動や世話はみんなで協力していくよう呼びかける。

※出席できる人で話し合い、進めていく。意見があれば事務局メンバーに届けましょう。

※今回は若い世代や働いている人の出席があり、意見が活発になりました。議論して進めるプロセスを大切にしましょう。

シャキット富山35

新学期、あつという間に一ヶ月が過ぎましたがお元気のことと存じます。

4月の選挙で砺波市は女性議員がゼロになってしましました。魚津市では引退と、初当選で増減なしです。現在、県内の女性議員は県・市・町・村委会議員合わせて28名、女性議員ゼロ自治体は35自治体中20自治体という状態です。

さて、4月9日(日)午後1時30分より4月の集まりを持ちました。参加者全員が発言することにして《規約・方針・発会式》などについて3時間みっちり議論しました。

いろいろな考え方の人が集まっているのだから、大変ですが何回もこのような会合を持つてお互いにエンパワーしていきましょう。

学習をしながら条例制定に向けての活動を進めるのだから関わる人全員の自覚が大切だと話し合いました。

5月27日の発会式にはぜひ、ご参加ください。

住民参画の先進地のお話をきいて、富山県ではどのようにしていくかみんなで考えましょう。

各自がどの活動に参加するかチーム毎での話し合いを予定しています。また、ご意見・ご提案をお寄せください。

2000/4/29 文責：事務局



『自治体の女性政策と女性問題講座』 (グループみこし編・学陽書房)

(書籍は女性センターの図書室にあります。ご一読を)

ネットワーク活動について シリーズ ①

第4章 女性の連帯とネットワークより

ネットワーク成立の第一義的な条件は、自由で自発的な市民、個人の存在です。

ネットワークは、地縁・血縁・社縁などのしがらみから

自由な個人がベースになります。

そしてネットワーキングは、そうしたつながりを形成するプロセス、つまり、ネットワークづくりを指す、と考えればいいでしょう。

■ 活動場所 富山県女性総合センター サンフォルテ (富山市湊入船町6-7)
電話 076-432-4500

「シャキット富山35」代表の電話番号とFax
加須栄 0766-23-7636 玉野 0765-22-6329 山下 0766-23-1054

男女共同参画社会の実現をめざして 発会

スタート! シャキット富山35

とき 2000年5月27日(土)午後1時30分～

ところ サンフオルテ3階 303・304号室

＜シャキット富山35＞とは

① 男女共同参画社会基本法ネットワーク in 富山の略称です。

② 個人参加のネットワークです。

③ 行政と一緒に活動をすすめます。

～男女平等条例を県民の手で作ろう～

発会記念講演『北の大地の男女平等』

— 道民の声で作る条例 —

講師：細谷洋子さん（北海道）

根室市生まれ。市民による男女共同参画行動計画づくり「私たちのアクションプラン」では、1997年より事務局長、99年からは代表として活動。長年、子どもの本に関する活動を続け、現在は「学校図書館を考える会・北海道」事務局長。

参加費 500円

主催 男女共同参画社会基本法ネットワーク in 富山

連絡先

☎ 076-441-2044 (上原) ☎ 0765-22-6329 (玉野)

☎ 0766-23-7636 (加須栄) ☎ 0763-37-2131 (金崎)

5月27日《シャキット富山35》発会記念講演

『北の大地の男女平等～道民の声で作った条例案』に学ぼう

男女“平等”参画基本条例を施行する自治体が相次いでいます。3月24日には島根県出雲市、山梨県都留市が一番乗りし、次いで4月1日、東京都、埼玉県、長野県塩尻市が施行しました。

男女共同参画社会基本法の成立を受けて、互いに人権を認め、性別にかかわりなく個性と実力を發揮できる社会づくりを目指していますが、基本法は精神を述べたものであり、富山県でも実効性のある条例をという声が聞かれます。しかも、県が条例が作るのを待つのではなく、県民の意見を調査し、自分たちが必要とする条項を入れたものをつくりたいということです。一方、3月議会において中沖知事は「条例化にむけて、調査、研究していきたい」と答弁しています。

私たちの男女平等条例を実現するには、どうすればいいの？ あちこちから資料を取り寄せて検討した結果、北海道の『私たちのアクションプラン』の活動とこの3月に発表された『北海道男女平等参画推進条例～男女共同参画条例市民案～』が、富山の私たちの思いに一番近いことがわかりました。そこで、条例作成のためのプロジェクトチーム、「鬼のように働くプロジェクト」、通称『鬼プロ』の代表細谷洋子さんに講演をお願いしました。

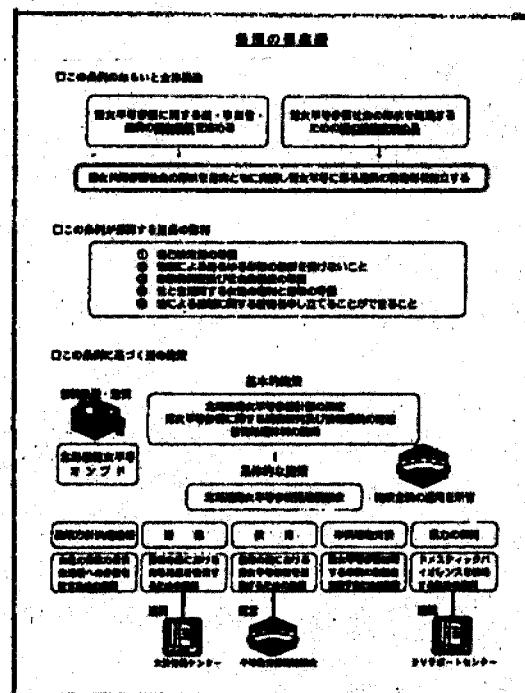
北海道一行政任せではなく、当事者として積極的に発言、条例案を市民で提案しよう！

北海道では、そもそも道の作った共同参画プランが漠然としていたため、自分たちのアクションプランを作ろうと「私たちのアクションプラン」の活動が始まりました。そして、その活動をとおして、北海道の女性たちは多くのこと（①～⑪など）を学び、力をつけてきました。

- ①道庁の全ての部局の課長クラスと一堂に会し、女性関連施策について意見交換を重ねている。
- ②混合名簿の実態調査の結果が「人権教育の推進」という形でまとめられた。
- ③統一地方選では、“'99女性と政治キャンペーン”に参加、女性議員が3.6から4.7%に。
- ④女性プラザに運営協議会が設置され、10名の内2名が公募となった。
- ⑤条例づくりでは、プラン（=条例）づくりのための調査・研究の予算を獲得した。
- ⑥広く全道の女性の声を反映しようと、ハガキ、FAX等で意見を募集した。
- ⑦募集した意見や議論を入れ込んだ条例案を作り、フィードバックした。
- ⑧北海道の地域の特色に注目して、条例案を作った。
- ⑨既存の条例との調整、相談機関や民間などの機能の兼ね合いなどを検討し、骨子案だけでなく、「条例案」としてまとめた。
- ⑩道も懇話会を設置して論点整理をし、5月以降道民の意見聴取が行われる。
- ⑪幾つかの自治体でも、市議とともに学習し、条例やプランづくりに取り組む動きが生まれ始めている。

富山は県内のどこからも富山市へ1時間程度で着きますが、北海道は広く全道ミーティングを持つのも大変のことです。苦労の数々に共感し、条例案作成のノウハウを学び、富山での条例案づくりに生かしましょう。

（文責 堀江節子）



規約については話し合ったものを事務局がまとめてみました。
一致しなかった事も文章化してあります。ご意見、ご異見をお待ちしております。

男女共同参画社会基本法ネットワークin富山 規約(案)

(名 称)

第1条 このネットワークは、男女共同参画社会基本法ネットワークin富山、
略称「シャキット富山35」と称する。

(目 的)

第2条 このネットワークは男女共同参画社会基本法の成立を機に、富山県の
あらゆる場における男女平等参画の実現を図るために、県下全般にわた
ってネットワークし、富山県男女平等参画条例制定をめざす活動を行う。

(活動内容)

第3条 このネットワークの目的を達成するために、次の活動を行う。
①富山県条例（仮称）に向けて
②県内全自治体の女性政策の推進
③女性の政治参画の推進
④その他男女共同参画社会の実現をめざすための諸活動

(会 員)

第4条 このネットワークは、目的に賛同し、ともに活動しようという意志を
持つ人、またその活動を支援しようとする人は、だれでも個人の資格に
おいて参画することができる。

(世話人)

第5条 このネットワークに、次の世話人をおく。代表若干名、事務局若干名

(活動方法)

第6条 このネットワークの活動拠点をサンフォルテにおく。
原則として毎月、定例会を行う。その他、必要に応じて会合を持つ。
定例会は議事決定権を持つ。

(経 費)

第7条 このネットワークの経費は、会費その他の収入をもってあてる。

付則 このネットワークは2000年 月から発足する。

※ 次回のシャキットの集まりは

日 時 5月7日(日) 午後1時30分～

場 所 サンフォルテ・団体交流室

内容 ◇発会式の準備

◇県の女性青少年課より「女性週間全国会議」(4月24日大阪ドーンセンター)
参加報告があります。(予定)

どうぞどなたでも参加してください。

※ 事前学習会(女性センターを考える会)

日 時 5月23日(火) 午前10時30分～

場 所 サンフォルテ・団体交流室

どうぞどなたでも参加してください。

◆◆◆ 女性政策についてのニュース ◆◆◆

大沢野町----今年度より企画情報課に女性政策係設置 町田議員より

小杉町----生涯学習課に女性青少年係設置 佐伯議員より

新湊市----男女共同参画プラン策定委員会が市長に提言

【報告&おしらせ】

- 「昨年「とやま女のキャンペーン'99」を実行したときの事務費として「女性と政治キャンペーン」実行委員会より1万円が送られてきたので当会計に寄付します」との報告あり。(堀江)
- 4月13日 午前10:00～午後16:00まで都合のつく時間に出席するかたちの拡大事務局をひらく。出席13名。別紙上原さんの報告書参照
- 4月23日はなし。
- 4月25日 打合会拡大事務局をひらく。参加15名。
- 事前学習会を開いてほしいという意見があつたので女性センターを考える会の5月23日の集まりの時に開くことになった。
- ネットワーク活動について運営方法を工夫する。
集まりの時の司会・記録は二人ずつ当番制にする。
(次回は加須栄・玉野担当)



※シャキット情報NO1の記載に誤りがありました。

お詫びして訂正します

世話人氏名-----久々江トミ子→とみ子 白鳥佳子→慶子

女性議員ゼロ自治体---婦中町→細入村 (砺波市も)

(事務局)

シャキット富山35

2000. 6. 21.

広報部

シャキット情報 No. 3

5月27日の発会式にはたくさんの人の出席をいただき、ありがとうございました。北海道の細谷洋子さんから『鬼プロ』の話を聞きましたが、富山も元気に始めましょう。

今後は、各自が活動・学習・資料・広報のチームに関わって活動をしていくことになります。

さっそく、活動部発信で衆議院選挙立候補者へ「女性政策に関する公開質問状」を提出しましたので、その結果を会員のみなさんにお送りいたします。ぜひ、多くのみなさんにお知らせください。また、その他の活動報告やこれから予定など下記をごらんください。

不明な点につきましては、世話人までお問い合わせください。

《経過報告》

5. 27. 「発会式」出席者 91名

活動チーム『とやまの女性百科』応募・公開質問状などの取組み	堀江 076-425-1745
-------------------------------	-----------------

学習チーム 女性政策や政治参画などについて、学習の企画担当	野入 076-482-1083
-------------------------------	-----------------

資料チーム 条例ほか、いろいろな資料収集や情報発信など	志麻 076-422-5940
-----------------------------	-----------------

広報チーム シャキット情報作成ほか、PR活動など	本木 076-431-6240
--------------------------	-----------------

世話人代表 加須栄 0766-23-7636 玉野 0765-22-6239 山下 0766-23-1054	
--	--

会計担当 内山 076-433-6520・名簿担当 安井 076-429-7424	
---	--

※ 姫セントを教ひ会の「ニュースレター」購読申し込みは、大津さんまで 076-493-8183	
---	--

6. 3. 事務局会議・活動部、公開質問状について

出席者 6名	
--------	--

6. 「公開質問状」記者会見・各候補者訪問	〃 〃 4名
-----------------------	--------

〃 〃 4名	ふるさとハガキ奉
--------	----------

13. 拡大事務局会議 質問状の発表、要望書について	〃 〃 15名
----------------------------	---------

16. 学習会『論点整理』 サンフォルテ サワル行 須牧野さん	〃 〃 18名
---------------------------------	---------

講義

20. 「公開質問状」記者会見、事務局打ち合わせ	〃 〃 10名
--------------------------	---------

21. 公開質問状回答・シャキット情報、発送作業	〃 〃 名
--------------------------	-------

『富山県男女共同参画計画(仮称)』策定についての説明会に参加	講義
--------------------------------	----

次から次と活動が続きますが、なんとか繋いでいます。次回のあつまりは、土曜日にしますので、ぜひご出席ください。欠席の方もご意見を届けてください。待っています。

シャキット富山35 7月全体例会

7. 1. (土) 午前 10:00 ~

サンフォルテ 団体交流室にて

- ・県知事への要望書について

- ・各チームより

- ・県の計画、条例についての進展について

- ・各地の情報、国連2000年女性会議、都留市の条例などたくさんあります。

〈衆議院議員選挙富山県立候補者への 女性政策についての公開質問状について〉

6月6日、衆議院選立候補予定者に、女性政策についての公開質問状を提出しました。小選挙区の立候補者全12名から、回答を受け取り、20日、県庁記者室において、記者発表しました。同封してあるものがそうですが、本人が回答された用紙をそのまま名簿順に印刷したものです。会員の皆様に送るとともに、希望者には送ることにしています。周囲の方々にお見せください。また、各候補の女性政策について、話し合ってください。

◆記者発表のときのコメント◆

☆新聞社による候補者への政策アンケートのなかに、女性政策（男女共同参画）についての質問がないくらい、マスコミの女性政策に対する認識が低いのではないか。

①全体のチェックポイント

- ・本人が書いたか 政党の女性政策だけでなく、候補者本人の意見を書いてほしかった。
某政党は3人の候補者が同じ文面のものがきていた。
- ・女性議員だからいいということではなく、その政策を検討する。
- ・男女共同参画なので、女性だけでなく、男性の役割にも言及してあるか。

②回答内容のチェックポイント

- 1) ・基本法にそって、《女性の人権》《子育て・就労支援》《リブダクティブヘルス&ライツ》
《教育》に言及しているか
 - ・少子高齢化による社会・経済的理由だけをあげる候補者がいるが、女性の人権の視点が重要。
- 3) ・「我が党が取り組む」「知事に申し入れた」ではなく、市民が参画して条例を作るという記述
があるか
 - ・積極的改善措置、苦情処理等への言及があるか
- 4) シャキット富山35は、今後とも男女共同参画、女性政策について、いろいろな市民や団体に
限らず、政党などとも、話し合いを続けます。

◆谷内さんが、県議として知事に会い、《シャキット富山35》が知事に直接会って、条例策定
に関する要望を手渡したいと申し入れました。それについて、知事は了承し、6月議会前に会う
ことを約束しましたが、日程調整が難航しています。女性青少年課サイドが、積極的に会見でき
るよう努力することを、期待しています。

平成11年度富山県男女共同参画懇話会の開催について

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1712/konwakai12.html>

平成12年度富山県男女共同参画懇話会の開催について

平成12年6月19日

今年度、富山県男女共同参画計画(仮称)を策定するにあたり、計画に盛り込むべき事項などについて、県内の有識者、関係機関や団体代表者から広くご意見やご提言をいただくため、標記懇話会を開催いたしますので、お知らせします。

記

- 1 日 時 平成12年6月26日(月)午前10時から11時30分まで
- 2 場 所 県民会館302号室 [問合せ先] (ゆくみ先)
- 3 協議内容 ・富山県男女共同参画計画(仮称)の策定について 女性係 TEL 076-444-3137
- 4 その他 傍聴を希望する一般県民に会議を公開いたします。
(ただし、座席数に限りがあります。)電話でゆくみすと確実

《エンパワーメント学習会 速報》

6月21日(水)午後、サンフォルテでエンパワーメント学習会が行われ、大会議室一杯の人が参加しました。富山県男女共同参画計画(仮称)の策定についての説明と意見聴取が中心でした。昨年同様、週日午後の開催で、勤労者が参加できないことがたくさんの人から、指摘されました。が、本来の意味の、力を引き出す、もしくは参画、協力、ネットワークすることで力を付けるの意味での学習会ではなく、県の説明会に使われることは納得できません。次回は、ふだん出会えないような多様な人たちとのコミュニケーションを可能とするようなエンパワーメント学習会の設定が望されます。

みんなで、下記のように、意見を言いました。今回は、回答がなく、質問だけを書き置くという形でしたので、それぞれ質問についての答えを問い合わせるといいと思います。

《プランについて》

- ・策定委員会に公募委員とともに市民団体からも代表を入れる。委員会は公開とする。
- ・事前に資料の配布をしてほしかった
- ・総理府の基本法説明会の折に県民の意見の聞き取りがあったとされているが、市民の方にそうだという認識がない。しかも、せっかく発言したことが、記録とて残されていない。
- ・前プランの評価
- ・意識調査の結果の説明が必要(説明がありました)
- ・基本法－条例－プランの違いと相互関連
- ・条例策定の要望が出たと報道されたが、要望の内容について聞きたい
- ・プランに関する聞き取りの対象を、女性団体に限らず関連機関、企業などにも行ってほしい。女性団体、町内、企業などへ出前講座をしてほしい。
- ・達成の期日と数値目標を明らかにしてほしい。

《推進態勢》

- ・今後の策定の日程を教えてほしい。
- ・庁内の推進態勢を整えて、積極的に進めてほしい
- ・市町村に専管の担当課を作ることが必要
- ・女性センターの位置付けと役割を明確にしてほしい
- ・推進員の位置付けをし、身近な人に働きかける機会を作ってほしい
- ・推進員の任期と年齢制限を考慮してほしい

《内容》

- ・女性の労働 結果の平等が出るような計画を作つてほしい。
- ・苦情処理を受付、解決できるような権限のある部署をつくる。
- ・メディアについて
- ・教育
- ・女性・子供の暴力防止
- ・N G Oへの連携と支援
- ・リプロダクティブヘルス＆ライツの視点を入れる
- ・特に政治参画の部分で積極的改善措置に逆行するような事が行われている。

◆資料が5点配布されました。男女共同参画社会の実現に向けた県民意見募集リーフレットは、7月31日締め切りで、県に意見を届けることができます。青少年課へ問い合わせてください。

◆今後の予定

9月に骨子案を発表し、11月頃に県民フォーラムを2カ所で行い、各論に対する意見募集を行い、今年度中に作成する予定とのこと。

男女共同参画社会基本法ネットワーク in 富山 略称『シャキット富山35』

シャキット情報 NO.4

2000. 7. 31

広報チーム

「炎天下歩き出したるおんな達 世以己」

暑い暑い盛夏！「シャキット発会の集まり」(6月27日)以来、早くも2ヶ月が過ぎようとしています。発会後間もなく行なわれた総選挙に合わせ、小選挙区立候補者12名に対し、「女性政策」等に関する公開質問状を出し会員の投票の参考にと、回答を公表するなど早速活動を始めました。

一方、富山県自民党女性部が県知事に対し、富山県男女共同参画推進条例制定について申し入れを行なったと新聞報道されました。(自民党女性部は私たちシャキットの行動に刺激されたのかも…)

しかし、私たちの望むところは、急いで不充分な県条例を制定することではありません。県内の女性・住民の声を充分聞き入れ、学習・研究を重ね、行政と住民共同で練り上げた「県民参加の県条例」を作ることです。シャキットの会員は活動・学習・資料・広報の4チームのどれかに入って行動することになっています。他県の条例などの資料を集め、学習し、活動し、広報して行きましょう。

《経過報告》

7/1 全体会 出席者 16名

7/12 シャキットお知らせはがきの発送、

各チームへ電話網で7月19日・7月26日の参加呼びかけを回してもらう

7/19 「女性センターを考える会」7月例会の後話し合い

7/26 学習会「現プランにおける女性関連事業の説明」

※8月全体会に出席してください

お知らせ

日 時：8月6日(日)午後1時30分～

場 所：サンフォルテ 2F団体交流室

内 容：条例案について具体的に話し合います。

資料チームが他県の条例を取り寄せて、特徴など比較した表をまとめて
います。学習しましょう。

*仕事を持っている人の都合を配慮して日曜日にしました。ぜひ参加して下さい。

*当日ご都合の悪い方は事前に意見をお届け下さい。

※県条例や次期プランに対する意見を出しましょう

県へ提出する黄色の用紙ほしい人は事務局まで

※まだチームに所属していない人はお知らせ下さい

全員が、活動・学習・資料・広報のいずれかに所属して行動することにしましょう。
どこに所属するか、お知らせ下さい。 担当 山下 0766-23-1054

活動報告

6月27日 学習会パート2 「現プランにおける女性関連事業の説明」19人参加
県女性青少年課女性係長・須河さんより説明を受けたあと、活発に意見交換をしました。これからも行政の担当者と話し合いを続けていきましょうということになり、次回は学術文書課の方を紹介していただくようお願いしました。条例の制定過程についての説明など、私たちの解からないことを話していただく予定です。ご期待ください。

※

会計について《2000.7.25.現在》

収入合計167,430円 支出合計154,843 残高12,587

黒字部分は未納金で赤字は未払金

入会金納入者90人、未納の方は 郵便振込00730-1-47435

「シャキット富山35」へ、お願いします。

活動の費用があまりありません。

《案》今後も資料送付を希望される方に、郵送料として支払いをお願いする

カンバを募る

事業を開催して、利益を得る など、財源確保についてご意見をお寄せください。

(内山☎076-433-6520)

※

お知らせ

「全国フェミニスト議員連盟・夏合宿 in TOYAMA」2000.7.21~22. サンクトモリ

その時の資料『基本法と条例』300円を、活用したいと思います。

ほしい方は、金嶋☎076-37-2131まで申し込んでください。

ネットワーク活動について シリーズ2

『自治体の女性政策と女性問題講座』グループみこし編・学陽書房 (サンクトモリ)

第4章 女の連帯とネットワーク 254ページ

ネットワーク活動の特徴は、自由で自発的な市民が自律的にヨコに結び合う点にあります。ヨコ並びといっても、代表者をもたないことを必ずしも意味しません。単数または複数の代表をおく場合もありますが、既存の組織のように責任や権威、権限を代表一人に集中させるのではなく、分散化をはかる傾向があります。

特定の代表よりも運営委員を立て、その交代をはかりつつ、集団的に運営されていくことが多いでしょう。既存の組織では、ピラミッド型上下関係の序列や、指揮系統・命令系統といったタテ型の関係ですが、ネットワークは旧来の組織のあり方に対するアンチテーゼの性格をもつており、ヨコ型を選びとるといつていいでしょう。

つづく

シャキット発足時(6月27日)に話し合われた各チームの活動計画を報告します。

資料チーム

当日、資料チームには12名参加。議員が4名いるので、県内外の条例の収集に期待もてる。また、組織やグループで調査している関連資料も入手できるチームメンバーもいて心強い。
条例制定に向けて、私たちを取り巻く様々な問題点を検討するために資料を収集していきたい。(他のチームの皆さんもご協力ください)収集した資料はチーム内で整理して提供しなければならないが、その集まりはどうするかは未定。
とりあえず資料チームの連絡先は、Tel&Fax 076-422-5970(志麻)となりました。

活動チーム

活動の目的…男女平等推進+参画。すべての施策をジェンダー的視点で

- ① 条例づくりの進め方…なぜ条例が必要なのかのコンセンサスづくり。行政の制定スケジュールに先行してタイミングよく活動を。多世代、多様な声を集める⇒条例化に生かす。
- ② 女性百科に応募し市民の意見を具体的に調査・研究し、市民による骨子、草案を県に提出する…サンフォルテとの意見調整がつかず応募を取り下げた。
- ③ 県・市町村のプランづくり「政策提言」…*富山県のプラン改定／総合計画の男女共同参画政策
*行政に市民の声を。*女性議会・専管課設置要求。市町村のプラン作り・改定進捗状況調査
- ④ 女性の政治参画
- ⑤ 総選挙への取り組み…衆議院選立候補者への女性政策に関する公開質問状の提出
…すでに報告済みの通りマスコミにも大きく取り上げられた。
- ⑥ ネットワークを生かす活動…市町村で協力し合う、情報の交換
- ⑦ 政策チェック(教育・職場・国際化)、情報公開、苦情処理

(堀江：076-425-1745)

学習チーム

- * 参加者の間には基本法に対する理解度・関心度にかなりの温度差があり、学習会に性格付けー①分からない、②多少わかっている。③分かっている→行動へと個性のある学習会を企画する。
- * 色々な職業、階層(自営業の妻は最も困難な状態との発言)の実態を知り合うような学習会をやって欲しい。
- * 基本法がなぜ出てきたのかという背景—国の状態、何が目的か?「差別撤廃条約」の批准に関わる差別の実態を見極める学習をして、行動へと進めて行く。
- * ここで学習したことを、各地域へ帰り、今度は自分が講師になりまわりの多くの人に広めて行く。
- * 行政機関からの意見募集に応えて、基本法に意見を出すとい目的を持って進めてゆく。目標・市民レベルの条例案作り、自治体の条例に意見を反映させる。つくる過程で自治体との交渉をしてゆく。
- * 「システムづくり」と「意識改革」の双方をすすめていく。「意識改革」のためのプログラムづくりが学習チームの役割。なぜ男女差別が問題なのか?ということの理解の深化。「事例集」を作れたらよい。

(野入：076-482-1083)

広報チーム

- * 6人で話し合った。ネットワークの活動を、いかに分かりやすく、早く、情報発信するか。読みやすく読み応えのある広報を作る努力をしよう。
- * 各チームの情報を出来るだけ早く知らせて欲しい。

(本木：076-431-6240)



新潟県の市民グループは「自分たちの意見を反映させてこそ、本物の条例」と訴える（今月上旬、埼玉県嵐山町で開かれた全国の市民団体の集会で）

男女が社会のあらゆる分野に對等に參画する「男女共同參画社会」の実現を目指した条例が、自治体で相次いで制定され始めた。今月は山口県で制定され、これで全国の市・自治体で制定されたことになる。今年度中に、さらに一県一県で制定される見られてい る。制定する自治体が増えたにつれ、実際に役立つものにするための努力を求める声も強まってきた。

上口真で逐月アリ田ノ原女共同参宮推進条例が制定された。セクシアルハラスメント（性的嫌がらせ）や男女間の暴力行為の根絶などを国民の義務と明記し、10月から施行される。埼玉県新座市では先月制定された。

現在、男女共同参画に因する条例は東京、埼玉、山口の一部2県と4市との計7自治体で制定されている。のほか、山口市では「日本女性会議」が開催され、「山口県を始め、5自治体で今年度内の制定が見込まれている。

制定ラッシュの背景には、昨年6月に男女共同参画社会基本法が成立、施行されたことによる。同法は条例制定を義務づけていないが、自治体での男女共同参画の推進をうたっている。

東京都と埼玉県は、昨年度中にじつめく制定。条例は抽象的な基本法に比べ、都道府県など地域の実情に合った内容を盛り込めるのが利点だ。しかし、この条例があれば

◆背景に基本法施 議員、市民団体が 「実効性が課題」の

自治体、相次ぎ条例制定

議員、市民団体も活発化

「実効性が課題」の声も

自民党富山県議会議員会は九日、中沖貴知事に男女共同参画社会の形成を促進するための県条例を制定するよう申し入れた。県が三年度スタートを目指して策定を進める男女共同参画計画を実効性あるものとするためにも、早急な制定を求めたもので、中沖知事は

前向きな態度を示した
申し入れには、自民
連の向井英二幹事長、
弘則政調会長、平村國
務会長が出席した。要請
では、少子高齢化が全
りも早く、三世代同居
共働き率の高い県の実
合った条例を制定する
求めている。

自民党県議会議員会 知事に申し入れ 条例を進促へ

以上問題を除いては、
エルター（暴力を受けた被験者）
女性の緊急避難所の充実
「農山漁村の女性の地位向上」
など、他の自治体の実例にな
る項目を盛り込む方向。
市民グループの動きも活発化
だ。千葉県の「男女平等条例案」
を実現する会（出発）する
代表）は、9月に「男女平等条例案
（仮称）」を発表する予

市議会は「男女平等法」を制定。昨年12月、「男女平等法」を公表する予定。昨年12月から、公認した約50人の男女で基本学習を行なう。毎月1回行い、異なる問題を運んでいく。

トは「東洋にすれ込んだが、第一違反の改善機能を發揮できなかつた」と注目されていて。男女共同参画問題に詳しい中央大学の近藤守穂教授（政治学）は、「条例に実効性を持たせるには、検討過程から積極的に市民の声を反映し、制定後もきちんと第三者評議会を設置・評価しておこなう」とする方針が必要」と話している。

【条例の制定・検討状況】

〈制定〉
1999年度 = 山梨県都留市、島根県出雲市、東京都、埼玉県、長野県飯尻市

2000年度 = 埼玉県新座市
(6月)、山口県(7月)

〈議会提案を予定〉
三重県、石川県小松市(いずれも今秋めど)、北海道、宮城県、島根県(今

道、山梨県、鳥取県（
すれも来年3月めど）
＜協議会などで検討中＞
茨城県、新潟県、大阪府、
福岡県など

条例の実効性が課題という点も目立ってきた。多額の予算を必要しない理屈の条例だけに、制定するに至る本体はさほど難しくはない。問題は、実際に市民の役に立つのかと、いう指摘だ。埼玉県の場合は、条例の目玉である第三著者による「もじり条例」(つづく)

男女共同参画社会基本法ネットワークin富山 略称『シャキット富山35』

シャキット情報 NO.5

2000. 8. 31

シャキット富山35世話人代表: 加須栄教子、玉野千恵子、山下清子 編集・発行: 広報チーム

「ところでん母の涙の味がして 世以已」

8月末とはいえ真夏日が続いています。終戦の年の1945年8月2日未明、富山大空襲のあと1ヶ月以上1滴も雨が降らなかった、あの年のように。

男女平等をあらゆる分野で実効あるものにしようと「シャキット」にネットを繋いだ皆さん! 正念場を向えています。知事が「来年2月を目指し『日本一』の条例を作る」と言って、急ピッチで準備が進められています。私たちの意見・要望を急いで集約し、県に提出しましょう。それぞれ、自分の出きることで男女共同参画社会条例作りに関わりましょう。

《経過報告》

8/ 1(火) 情報印刷..発送作業	参加者 6人
6(日) 全体会	23人
20(日) 要望書検討	16人
24(木) 県青少年女性課と話し合い(条例等策定スケジュールについて)	14人
26(土) 今後の活動について協議	16人
30(木) 情報印刷・発送	5人

《予定》 8/31 午後4時 県へ要望書提出のコンタクトが取れました。

* ハガキ80枚カンパありました。

* 自発的協力者が増えています。

今後、いろんな人から連絡・呼びかけがあると思います。

お知らせ

※9月全体会に出席して下さい

日 時 9月16日(土)午前9時30分~12時

場 所 サンフォルテ2F団体交流室

※県議会を傍聴しましょう

9月13日(水)午後1時より、谷内県議が「条例について」質問します。大勢で傍聴しましょう。口コミで知らせましょう。定刻前に議場へ入ってください。

※「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」 主催:共同参画推進本部、総理府

10月6日(金) 13:30~ 東京年金会館大ホール

誰でも参加できます。行ける人ありませんか? 詳細は山下まで連絡ください。

会計からのお願い <年会費の集金について>

シャキット情報No.4でお知らせしたように、会の運営予算が非常に逼迫しております。それで、8/6の全体会議で協議し、1人当り年会費2,000円を徴収することを決めました。まことに恐れ入りますが年会費を郵便振替で送金していただかず、次回の会合の時に持参して下さいますようお願いいたします。

郵便振込 00730-1-47435
シャキット富山35

会計報告(8/20現在) 残高 73,117円

年会費納入者 25人×2,000円=50,000円

〈活動チーム〉

次の4点の活動を提案します。

1. 「男女共同参画社会の実現に向けた意見募集(7月31日締め切り)」を提出された方へ
シャキットのメンバーが提出された意見がどのように、整理され、計画づくりに反映されるのかフォローするために、提出された意見のコピーもしくは論点を書いたものをファックス(076-425-1702)または郵送(〒939-8093富山市大泉東町2-15-13
堀江節子宛て)でお送りください。
なお、提出された意見は、近日中に整理されて女性青少年課より発表されますので、その際には、自分の意見がどのように反映されているかチェックしてください。
2. 会の基本姿勢や方向性、活動についての意見や、ご自身の関心ある分野、当事者としての意見等を出し合う。
3. 他の団体・グループにシャキットの活動について知らせる。シャキットといっしょに
または独自に、条例や共同参画計画づくりに、参画することを呼びかける。
文書にして届けたり、郵送し、理解を得る活動をする。
4. 「富山県内35市町村男女平等参画政策に関するアンケート」
別紙「企画提案書」を同封しています。9月10日10時よりサンフォルテ団体交流室にて調査項目等をつくりますので、活動チーム以外の方もぜひ参加ください。

《シリーズ3》 ネットワークについて

ネットワークは、社会のメインストリーム、つまり多数によって「常識」として受容されている見方、あり方、生き方にかかわる「もうひとつの」ありようを求める個人やグループによって形成されます。したがって、社会の現状に対する批判ないしは現状変革の志向を多かれ少なかれ内包しています。いまの社会のありようになんの問題もないとする現状維持、現状肯定の意識からは、運動のネットワークは生まれません。 (「自治体の女性政策と女性問題講座」グループみこし 岩陽書房)

◎女性青少年課から条例についてのお話を伺いました

日時：8月24日（木） 午後4時～5時 場所：富山県庁内の会議室

出席：（敬称略）女性青少年課：米沢課長、松原、須川、朝倉、青島

シャキット；青木、内山、大津（記録）、加須栄、金嶋、小谷、

谷内、玉野、中川、野入、藤城、堀江、木本、山下

県知事が「来年の2月議会で男女共同参画社会基本法に基づく県条例を制定する」という発言をされたという話を伝え聞いている。今から、どのようなスケジュールで条例制定を進めていくのか、今後の予定を教えて欲しいということで、急遽、連絡のとれたシャキットメンバーで担当課にお伺いしました。

＜女性青少年課からの説明＞

今年の6月議会で、知事は早急に条例を制定したいと答弁した。

それまで担当課では、基本法に基づく平成13年度からの新しい富山県男女共同参画計画づくりを進めていたが、条例と計画の整合性を考えると、まず先に条例を制定し、次に計画を策定すべきと考える。現行の計画は、12年度末までなので、条例を早急に制定し（2月議会）、その後平成13年度の早い時期に男女共同参画計画を策定する予定である。なお、条例制定のために、9月補正予算で下記の予算を組んだ。

検討委員会（専門性の高い有識者6-7名…予算書では9名）を4回実施し論点整理を行う。

県民フォーラムを2ヶ所程度行い、論点整理への意見募集を実施する。

（予算書では、さらに、パンフレット作成代が計上されている）

＜私たちの疑問点＞ 知事が早急に条例を作りたいという、真意は何か？

昨年の2月議会、6月議会では条例を作らないと答弁されている。

今年の2月議会でも、「研究する」と答弁されている。

「研究する」とは、「検討する」よりも可能性（優先性）が低い時に使うとのこと。

それが、なぜ、そんなに急ぐようになったのか？

→ 担当課からの説明からでは、わからなかった。

＜私たち（当日参加したシャキットメンバー）の思い＞

条例を作るということは大賛成だし、知事が率先して制定していくというお気持ちには評価でき、また、とても嬉しい。ただ、焦らず、慌てず、行政と県民が一緒になって作り上げていきたい。論点整理への意見募集をすれば、県民参画になると考えるのではなく、もっと初めの段階から、専門家だけでなく、県民の意見も聞いてほしい（三重県などでは、論点整理の段階から県民が委員として参画している）。行政と市民、GOとNGOとのパートナーシップの新しい流れが進む中で、単に、条例ができればいいというものではなく、自分たちであたため、につめ、作り上げていくという県民の意識の盛り上がりが大切だと思う。それこそが、基本法の主旨にかなったものだと考える。今までサンフォルテを拠点にして勉強してきた人たちの成果としても、担当課から、条例を行政と県民と一緒に、時間をかけて作り上げていきたいという私たちの思いを、ぜひ知事に届けてください。（知事に直接お会いして私たちの思いを伝えたいので、担当課に調整して欲しいと依頼しました）

※なお、サンフォルテのエンパワーメント学習会（6/21）等で説明された、新しい男女共同参画計画づくりの日程は変更になるとのことです。

八月三十一日、仮称「男女共同参画条例」の制定に関して左記のよ

うに要望書を県に提出致しました。

1. 条例の名称には「平等」という文言を入れられたい。

憲法で男女平等がうたわれてから54年になるが、日本社会の至る所にまだまだ根強い差別があらゆる場面で多くあります。男女共同参画社会基本法は、この憲法の男女平等の規定を前提にしたものではありますが、これを名実ともに実現するために、常に明確に確認と認識を持つために、条例の名称は、例えば「富山県男女平等推進条例」とされたい。

2. 条例は、やさしく理解しやすい文書にしていただきたい。

3. 条例検討委員会の設置及び運営については次の5点に留意されたい。

①委員には、専門家は無論のこと、女性の団体・市民グループ、労働、教育など幅広い分野からの登用を図ること。

・委員の年齢構成は各層が入るよう考慮すること。

・市民グループについてはサンフォルテなどで男女共同参画について活発に学習、活動を進めているグループからの推薦とすること。

②委員の男女比率を均等にすること。

③委員には公募を取り入れること。

④条例検討委員会は公開とすること。

・公開に際しては、傍聴者へできるかぎり会議用資料の提供を図ること。

⑤県民参画を促進するため、委員会の議事録をリアルタイムにインターネット等で公開し、いつでも意見を受け付ける形にされたい。

4. 県民参画の観点から、学習会や、県民に広く意見を聞く場を設けること。

①中間骨子、あるいは委員会の論点整理を県民に広く公開し、地域学習会を可能な限り数多く開催し、意見聴取をされたい。

①文書での意見、および提言についてはそれぞれ県の案と対比検討を行い、それを見る形で県民及び提案者に返されたい。

5. 申し入れの趣旨を理解され、条例の制定は急ぐことなく、2001年(H13年)2月に骨子案を、県民とともに作って提示されたい。

6. 条例と行動計画の整合性をお聞かせ下さい。

7. 貴庁内においては、条例制定の合意形成はどのようにされているのか、また今回の条例制定においてはどのようにされるのかお聞かせ下さい。

男女共同参画社会基本法ネットワークin富山 略称『シャキット富山35』

シャキット情報 NO.6

2000. 10. 3

シャキット富山35世話人代表: 加須栄教子、玉野千恵子、山下清子 編集・発行: 広報チーム

「秋の虹 ひとりひとりの 夢つなぐ 世以己」

県は男女共同参画条例作成に向け、急ピッチで作業を進めています。私たちの要望書を県に提出(8・31)しましたが、県・担当課の回答(9・11)は満足できるものではありませんでした。私たちが力をつけて活動しなければならないことをあらためて感じました。アンケート調査の実施や条例作成にむけ学習を積み上げましょう。今、県知事選の最中です。先日、両候補に対し「女性政策」に関する公開質問状を出し回答を頂きましたので、回答を別添します。投票の参考にして下さい。

《経過報告》「シャキット情報 No5」(8・31 発行)以後

8/31(木) 県へ要望書提出、同写しを県議会・各会派・懇話会座長・女団連20団体へ、記者会見

9/ 9(月) 「明るい富山をつくるみんなの会」より懇談の申し入れ

10(日) 活動チームの集まり

11(月) 要望書に対する青少年課より口頭による回答(次ページに報告)

13(水) 県議会・本会議傍聴、谷内県議「男女共同参画条例」問題で質問

16(月) 9月全体会…調査・条例プロジェクト活動、「みんなの会」との懇談等検討、

18(月) 知事候補に女性政策について、公開質問状渡し

20(水) みんなの会と懇談

22(金) 検討委員会傍聴。23(土)傍聴についての話し合い。25日(月)話し合いの結果「意見」提出。

27(水) 調査プロジェクトの集まり

会合の
お知らせ

※ 富山県男女共同参画推進条例(仮説)検討西開会を傍聴しましょう

10月10日(火)午前9時30分~12時 県民会館302号室

※ 学習会パート3…「条例作成についての基本的学習会」 学習チーム担当

10月10日(火)午後1時~3時、サンフォルテ団体交流室、講師:県職員、文書学術課係長

※ 10月全体会

10月14日(土)午後7時~9時、サンフォルテ団体交流室

※ 《条例プロジェクトチーム》「条例の日」(次ページに趣旨説明)

第1回:10月10日(火)午後3時~4時30分(「学習会パート3」終了後)

第2回:10月14日(土)午後5時30分~8時30分(10月全体会開始前)

第3回:10月24日(火)正午~

※ 第3回サンフォルテ登録グループ・団体エンパワーメント学習会 主催:サンフォルテ

10月21日(土)午前9時30分~12時 サンフォルテ 2階ホール

〈要望書についての県行政の答えは?〉

去る8月31日、県女性青少年課を通して知事宛に提出した仮称男女共同参画条例の制定に関する要望書に対し、9月11日、同課において口頭にて下記のような回答が行なわれました。

最初に、「文書での解答を要望したのになぜ口答なのか」「知事宛に出したのに要望書は知事に届いているのかなどの質問が出されました。これに対して米沢課長から「文書化するための時間的な不足、及び面談の方が了解を得られやすいと考えた。大筋において、担当業務は委任されているなどの理由で了解してほしい」とのことでした。

続いて、項目毎に述べられた当局の見解について、その概要を報告させていただきます。

1. 条例の名称に「平等」という文言を入れたい。

・検討の段階で、いろいろな意見を聞きながら決めていきたい。

2. 条例検討委員会の運営について

①検討委員会の構成には幅広い分野から

・法制や男女共同参画について見識の高い人を選任する。(公募はしない)

②男女の比率を均等に、委員会は公開とする、インターネットでの即時公開をなど

・男女比率はほぼ均等なものとする。・公開とし傍聴は自由、インターネットでも公開する

3. 県民参画の観点から学習会や広く県民から意見を聞く場の設定を

・検討委員会での論点を整理したものを県民に示し、広く意見を募集したい。

・各種団体やサンフォルテ登録団体との意見交換会の実施。

・県民フォーラムは2回実施。

4. 文書での意見や提言については、県の案と対比検討し、見える形で返してほしい。

・分かりやすい形で提示したい。

5. 条例の制定は急ぐことなく2001年に骨子案を県民とともに作って提示されたい。

・趣旨が分からぬ訳ではないが、波及効果が大きいと考える。

6. 条例と行動計画の整合性について

条 例	行 動 計 画
<ul style="list-style-type: none">・基本理念の整理・今後の方向性・今後、県が取り組む施策事項・県及び県民の男女共同参画の共通認識に役立つものを・市町村にインパクトを与える	<ul style="list-style-type: none">・総合的、長期的な施策・県条例で示されたものを根拠にして

7. 県庁内において、条例制定の合意形成はどのようにされているのか。また、今回の条例制定においては、どのようにされるのか。

・副知事を中心に男女共同参画会議で周知徹底をはかる。

8. 男女共同参画についての専管課をつくることについて

・専管課に相当する事務量が必要。困難を伴うと思われるが条例制定を契機に検討する。

来年1月に、省庁再編成が行われるのに伴い、4月には県の組織改変が行なわれる。ともかくも男女共同参画をアピールできる課にしていきたい。

以上、項目毎の回答は一応行なわれたが、依然として曖昧模糊とした表現で、充分納得出るものではありませんでした。特に、検討委員の選定や制定時期については、私どもの思惑とはかなり距離を感じられました。今後の経緯をしっかりと見守りながら、ひるむことなく県民参画の視点を行動につないでいきたいものです。

(文責:玉野)

〔各種資料(要望書・条例検討委員会への意見書・県議会質問及び回答等)があります。〕

〔シャキット情報に載せるには紙面が不足します。資料ご希望の方は連絡ください。〕

《条例プロジェクトチーム》…1ページ「お知らせ」欄：第1～3回“条例の日”趣旨説明

シャキットをたちあげて4ヶ月が過ぎました。この間、男女共同参画基本法を学習しながら、行政と連携しつつ、この基本法に謳われるような富山県をみんなの手で作りたいと願い、活動をしてきました。

そして、基本法の理念を反映した社会を築くには、執行機関である行政と相互理解を深め、さまざまな方策でねばり強く関わり続けなくてはならない、と言うことがはつきりしてきました。

けれども、要望、提言、要請なりをするためには、私たち自身が曖昧であってはいけません。私たち自身が提示できるキチンとしたビジョンを持たなければ、話し合いも、歩み寄りも、理解も、成り立たないのではないか、と考えます。

また、シャキットの願う条例案を考えてみよう、その活動過程で、あれこれ議論することで、男女共同参画についての認識が深まり、それを形にすることによって、みんなが考えを共有できるのではないか、との提案があり、9月16日の全体会で《条例プロジェクトチーム》活動が承認されました。そこで、1ページの日程で活動します。無理のない日程で活動できるように、他の予定と兼ねて行ないたいと考えています。皆さんの参加を呼びかけます。みんなで取り組みましょう。

担当は金嶋（TEL/Fax 0763-37-2131）がいたします。

◎条例の日 第1回 10月10日(火) pm3:00～4:30(学習会終了後)

第2回 10月14日(土) pm5:30～6:30(全体会開始前)

第3回 10月24日(火) 正午

一 活動チーム・調査プロジェクトチーム 一

スタート！ シャキット富山35市町村別男女平等政策現状調査

調査表ができあがりました。各市町村の担当者のところへ郵送します。よろしくお願いします。なお、八尾町、山田村、「下村、平村、上平村、井波町、井口村、福岡町の自治体を担当してくださる方がいません。知り合いがあれば、声を掛けてください。

《調査目的》

- ①憲法第24条に基づく男女平等が、県内各市町村で実質的にどれほど達成されているかいないか、データで確認します。（条例名に“平等”という言葉が入る必要性を検証することになります。）
- ②社会全体はもとより、個々人の社会生活、労働、教育等の場において感じる不平等感を数値化します。（実感をデータにおいて数値化します）
- ③富山県内において、政策的にどの分野の充実が必要か、緊急課題は何かを明らかにします。（右ページに調査の趣旨が書かれています。）
- ④条例の目的と内容、その効力等に、県民が何を求めているか明らかにします。

《調査方法》

- ①原則、自分の市町村を対象とし、メンバーが協力して調査します。
- ②女性政策担当課を訪れ、調査表を一部渡して、関連部所の職員に質問します。記入は行政でも調査員でもかまいません。データがない場合は、出してもらうようにお願いして、後日聞きにいきます。
- ③締め切りは10月25日。

会計からのお知らせ

1人当たり年会費2,000円を~~支拂~~することを決めました(8/6 全体会)。9月27日現在で、年会費の振込または現金納入者は53人(会員の約40%)になりました。会の運営にご協力して頂き厚くお礼申しあげます。年会費納入者には領収ハガキでお礼状を出しています。まだの方、ご協力いただける方、よろしくお願ひします。

郵便振込 00730-1-47435 シャキット富山35

会計報告(9/30現在) 残高 98,657円

富山・9/1

県民と十分に検討を

男女参画条例で要望書 ショート富山35

富山県内の女性議員との約百二十人で作る「シャキット富山35」は三十日、県に對し、男女共同参画社会促進条例(仮称)の制定に向け、県民を交えた十分な検討の機会を設けることなどを求める要望書を提出した。

要望書ではこのほか、県定例会には骨子案を中間報告として示すよう求めている。

要望書では

が設置する条例検討委員会の委員を市民グループなど幅広い分野から男女比率均等で選用し、協議内容を開することや、条例の名称に「平等」の文言を入れることなど七項目について求めた。

(朝日 9/1) 男女共同参画推進条例の策定 市民団体

県は、男女共同参画に関する条例案を県議会の来年二月定期会に提案する方向で準備を進めている。シャキット富山では二月までの期間では条例の内容を固めるために十分な議論ができないとして、二月

称)について、女性の政治参加を推進する市民団体「シャキット富山35」は三十一日、条例づくりに県民が参加するため、条例案の策定先送りなどを求めた要望書を県に提出した。

要望書は①条例化「平等」の文言を入れる②条例検討委員会は公募とし、男女比率を均等にする③条例制定は急がず、来年三月は骨子案の提示にとどめる一など。団体は「限られた時間で、富山らしさがあり、県民が納得できる条例ができるのが疑問だ」と

主張している。

県は九月定期議会後、有識者による検討委員会を設け、意見募集や県民フォーラムなどで県民からの意見を集める予定だ。

《シリーズ4》 ネットワークについて

ネットワークにはさまざまのレベルがあります。居住地域の問題を扱う場合には隣近所レベル、それよりももっと広い問題の場合には市区町村や都道府県といった地域レベル、国全体にかかわる問題の場合には全国レベル、アジア、太平洋地域、アフリカ地域などといった問題の場合にはそれぞれの地政学的レベル、人類全体にかかわる問題については全地球的レベルといったように、さまざまなレベルでネットワークは形成されます。

また、最近の新しい動きとしては、とくに企業や自治体に働く女性たちが、同業他社、異業種間のネットワークをつくりだしていますし、同一企業、自治体内でも、所属する部や課を越えてネットワークを形成する例がみられます。

(「自治体の女性政策と女性問題講座」グループみこし学習書房 より)

その他
記事が
あります

男女共同参画社会基本法ネットワークin富山 略称『シャキット富山35』

シャキット情報

NO.7

2000.10.31

シャキット富山35世話人代表:加須栄教子、玉野千恵子、山下清子 編集・発行:広報チーム

「時雨きて一步前進二歩後退 世以己」

県は男女共同参画条例作成関係で10月20日に懇話会、21日にサンフォルテ登録団体へのエンパーワメント学習会を開き、さらに「条例フォーラム」(11/3 富山サンシップ、11/5 高岡ふれあいセンター)を開催予定しています。一方、シャキットの動きも各方面で評価され始め、取材や懇談の申し込みが相次いでいます。調査・条例各プロジェクトチームは県条例に関して精力的に取り組んでいます。ぜひ、あなたの意見をお寄せ下さい。

草の根の女性の願いが県条例に大きく反映するよう、学習・調査・発信を強めましょう。

《経過報告》「シャキット情報 No.6」(10・3発行)以後

10/3 県知事立候補者両名の女性政策等回答を、「シャキット情報6」と共に会員へ発送

5 条例プロジェクトチーム打ち合わせ

10 第2回検討委員会、傍聴。 *学習会パート3「条例制定に係る基礎的事項について」

14 条例プロジェクトチーム、10月全体会

20 条例プロジェクトチーム、男女共同参画懇話会 傍聴

21 サンフォルテエンパーワメント学習会、条例についての意見

22 条例プロジェクトチーム

24 条例プロジェクトチーム

26 高木さんのグループと話し合い

27 条例プロジェクトチーム

31 シャキット情報 No.7 印刷発送

《今後の予定》

11/1,7,14 条例プロジェクトチーム

3 県・条例フォーラム(富山・サンシップ)

5 県・条例フォーラム(高岡・ふれあいセンター)

15 県へ意見提出 締め切り

28 第3回検討委員会



11月の全体会に集まりましょう

11月25日(土) 10時 30分~12時(1分)

*サンフォルテ2F団体交流室

活動場所 富山県女性総合センター サンフォルテ (富山市湊入船町 6-7 Tel.076-432-4500)

サンフォルテ第1回トークサロン

「今 高校家庭科がおもしろい」に参加して

10月22日(日)誘われてサンフォルテ第1回トークサロン「今 高校家庭科がおもしろい」に参加した。

講師は勿論家庭科担当の現役教師。昨年度、県が作成した“とやま男女共同参画プラン”副読本「明日を拓くあなたへ」の編集委員もなさったりさんだった。

高校教育の中では男女共同参画への取り組みが家庭科の肩に大きくかかっていることに驚かされたのは私一人ではなかったと思う。

2003年度から施行される新指導要領の中でも“男女共同参画”的文言が入っているのは家庭科のみ、とのこと。人が社会生活を営む根幹に位置づくべき男女平等・男女共同参画の理念がひとり「家庭科」という教科の一分野のみで扱われるに大きな疑問を抱いてしまった。

教育とはいっても“人を呪縛から解き放つ役割を持つ”と言われた講師の言葉に深く感動した。改めて、受験教育とのせめぎ合いの中でご苦労を頑いでいる家庭科担当の先生方に心からの声援を送りたい。また、「ゴミ問題」など私たちの生活がすべて政治と関わっていることに気付き活動している高校生の声を聞き頼もしく思い、子どもたちのナイスな心に期待を寄せたいと思う。

さらに“人権”“自立”“共生”をキーワードとする家庭科教育のねらいが、教育全般の中で普遍化され、21世紀が真に男女共同参画社会となることを切に願っている。

(玉野)

《資料チーム》

特に目立った活動はしていませんが、県の条例検討委員会を傍聴して、2日後に傍聴者有志10人ほどで話し合って意見をまとめ、3日目に谷内さんと志麻のふたりで生活環境部長に届けました。迅速な行動、しかもグループで動くのは、効果的なようです。

(志麻)

《学習チーム》

3回目の学習会を開催 2000年10月10日(火) 午後1時30分～3時20分 富山市女性交流センター

「条例制定に係る基礎的事項について」 講師 富山県総務部文書学術課 新庄係長

参加者はそれほど多くはなかったが、説明内容は非常にわかりやすかった。

持参して頂いた資料は 1. 法体系における条例の位置付け

2. 自治立法権

3. 条例制定権の範囲と限界

4. 条例制定の基礎知識 などにまとめてあり、とても良かった。

「条例とは、[国の法律の範囲内で制定することができる]と規定されているが、私たちも学習を重ねて、横並びではなく、少しでも自治体独自の項目が盛り込まれた条例の制定を目指して活動したいものだ。」 (野入)

《活動チーム》

男女平等政策現状調査について

- ①調査表を作り、10月初め、35市町村の会員(調査者)に送付しました。富山県にも依頼しました。
- ②調査者のいない市町村もいくつかありましたが、何とかお願いして、どうしても知り合いがない3つだけ世話を人が直接持っていました。時期が国体と重なったため、担当者によっては大変だったようです。機会があれば、お礼を書ってください。
- ③10月25日締切りでした。28日現在、23市町村から返ってきてています。まだのところはよろしくお願ひします。一応、来ていない市町村の調査者には電話しましたが、不在の方も多く直接お話していられない方もあります。行政の担当者をブッシュして書いてもらい、どんなに遅くても6日までに堀江宛に送ってください。
- ④答えを市町村ごとのシートに書き込み、集計して分かるところでまとめ、15日までにシャキットの意見として県に提出したいと考えています。
- ⑤さらに、その集計結果を他のアンケートなどともつき合わせて検討し、報告書にまとめたいと考えています。関心のある方は堀江(FAX: 076-425-1702)までご連絡下さい。

《条例プロジェクトチーム》

富山県男女平等推進条例(シャキット案) — 《とりあえずの中間報告》が出来ました。

9月全体会で作成することが決まり、シャキット情報で皆さんにその旨お知らせして、条例の日を10月に3回設けました。5日に準備のための第1回会合を有志で開き、その後、先の3回も含め計10回の検討会、延べ63名の参画により検討しました。他、草案をメールで送ったり、別の会合で出会った友人に意見を求めたり、FAX、電話等でも多くの方々の参画をいただきました。とくに、前文については数多くの意見をいただき、ようやく《とりあえずの中間報告》ができました。これを土台にみなさんとさらに研究・検討・学習をしていきたいと思っています。もっともっと多くのみなさんの参画を待っています。

全文をお見せして意見をいただきたいのですが、紙数が多く困難です。必要な方は金嶋もしくは山下までご連絡下さい。(中間報告なので意見をいただきたいのに、何とか盛り込めないかと、検討しなおし毎日のように内容が変わるので…)

金嶋(Tel&Fax: 0763-37-2131)、山下(Tel&Fax: 0766-23-1054)

引き続き下記の日程で研究・検討学習会を開きます。皆さんの意見で作り上げていきたいと思います。ぜひ参画して下さい。

11月 7日(火) 13:30~ 団体交流室

11月14日(火) 13:30~ "

《会計からのお知らせ》 2000年10月度

1. 収入は、年会費郵便やカンバの方が9人で約20,000円。
2. 支出は「シャキット情報」郵送代、県内35市町村宛のアンケート郵送代、条例草案資料代等が約26,000円。<わしいことをお知りになりたい方は会計担当内山(076-433-6520)まで

会計報告(10/25現在) 残高 92,326円

* 年会費未納の方はぜひ2000円を納めてください。

郵便振込 00730-1-47435 シャキット富山35

・ 例文シートを作成していただき、その中で盛り込みたい内容があれば、「意見をください」とお待ちしています。

○シャキット案構成

総則

1 目的（男女平等社会の実現）

2 定義

3 基本理念

（男女の人権の尊重）

（社会における制度又は慣習について）

（政策等の立案及び決定への参画）

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

（暴力行為の根絶）

（性と生殖の健康と権利の尊重）

4 県の責務

5 事業者の責務

6 県民の責務

7 公衆の表示する男女平等に関する留意

※()

県の施策等

8 調査研究・情報の収集及び分析

9 意識の浸透

10 積極的正措置

11 公的機関の男女比率

12 暴力防止のための女子支援センターの設置

13 労働の分野における男女平等の推進

14 第1次産業及び自営業における男女平等の推進

15 無償労働分野における男女平等の推進

16 教育の分野における男女平等

推進体制

17 基本計画の策定

18 総合的な拠点施設

19 富山県男女平等推進審議会の設置

20 組織

21 男女平等課の設置

22 財政措置

23 年次報告

24 男女平等審査会の設置

25 任務

26 構成及び任期

27 会議の開催

28 苦情の申し出

29 委任

《シリーズ5》

ネットワークについて

ネットワークのありようはきわめて多様です。個人、グループ、会員組織などのさまざまな連携があり、ネットワークのネットワークもまたあります。ネットワーク内部は、先に述べたヨコ並びとも関連しますが、「協同的であり、競合的ではない」というのが、従来の組織とひじょうに大きく異なる点です。

（「自治体の女性政策と女性問題講座」グループみこし学園書房より）

シャキット情報

2000. 11. 2

シャキット富山35世話人代表：加須栄教子、玉野千恵子、山下清子 編集・発行：広報チーム

緊急のお知らせ！

参加できない方は
ぜひ意見を述べて
ください

富山県の全市町村に私たちの願う「男女平等参画社会基本法」・「男女平等参画推進条例」を作りました。私たちの活動を上まわる速さで、富山県が「富山県男女参画推進条例」を2001年2月には制定したいと、検討委員会、懇話会を矢張り早く開き、11月3日（富山・サンシップ）11月5日（高岡・ふれあいセンター）には県条例フォーラムを開きます。そこで、県民の願いが反映される条例になるよう、私たちの考えをシャキット会員だけでなく広く県民に知らせ、県条例「検討概要」意見提出の参考にして頂きたいと、シャキット有志で県条例に関する「シャキットちらし」を作りました。シャキット会員が周りの人々に呼びかけ、多くの県民の意見を11月15日までに、県へ提出しましょう。忙しいでしょうが下記の会合に万葉集り合わせて出席して下さい。1回だけでも都合をつけて参加し、意見提出の参考にしましょう。まずは、私たち自身が参画することから始めましょう。

《予定》 11／3（金） 富山県・条例フォーラム（富山・サンシップ 14:00～16:00）

5（日） 富山県・条例フォーラム（高岡・ふれあいセンター 10:00～12:00）

7（火） 条例プロジェクトチームの集まり（サンフォルテ2F団体交流室 13:30～）

8（水） 学習チームの集まり（サンフォルテ2F団体交流室 14:30～）

13（月） 資料チームの集まり（まいけ事務所 13:30～）

14（火） 条例プロジェクトチーム→シャキット臨時全体会（サンフォルテ2F団体交流室 13:30～）

15（水） 県へ意見提出 締め切り・必着（送付先：富山県生活環境部女性青少年課）

25（土） 11月全体会（サンフォルテ2F団体交流室 10:30～12:00）

28（火） 第3回検討委員会…傍聴しましょう

* 臨時全体会に集まり、「こんな条例にしたい！」と話し合いましょう

- ・11月14日(火) 13時30分～15時30分 ・サンフォルテ2F団体交流室
- ・学習した後、条例に盛り込んでほしい事を意見書として提出しましょう。

* 個別の会合でも参加できる日時に、1回だけでもぜひ参加しましょう

* どうしても都合のつかない方は、「ちらし」への意見だけでも届けましょう

シャキット情報 NO.8

2000.11.25

シャキット富山35世話人代表：加須栄教子、玉野千恵子、山下清子 編集・発行：広報チーム

「冬銀河ひとつ一つの光あり 世以己」

富山県は「富山県男女参画推進条例」に関して、検討委員会、懇話会を経て、県民との意見交換のため、11月3日（富山）および11月5日（高岡）に県条例フォーラムを開きました。両日とも、シャキット会員有志で「シャキットちらし（号外で会員に送付済み）」を参加者に配り、県条例「検討概要」意見提出の参考にして下さいと呼びかけました。また、シャキットとして15日に「意見書」を提出しました。シャキット以外でも「市民オンブズ」や「みんなの会」が県担当課との話し合いを行ない意見書を提出されました。11月15日までに県へ寄せられた「意見書」は500通を超えたとのこと。私たちの「意見書」提出という仕事は終わりました。今後も、条例が制定されるまで活動を続けていきます。特に、第3回検討委員会や県議会の傍聴を行い、条例に私たちの願いが盛り込まれるよう「条例」に関心を示し続けることが大切です。学習や話し合いを通じ地道に活動を続けて行きましょう。意見や提案をお寄せ下さい。

《日程経過》 11/1(水) 条例プロジェクトチームの集まり

- 3(金) 富山県・条例フォーラム(富山会場) 「こんな条例にしたい」チラシ配布
- 5(日) 富山県・条例フォーラム(高岡会場) 「こんな条例にしたい」チラシ配布
- 7(火) 条例プロジェクトチームの集まり、
シャキット情報・号外「チラシ」「シャキット案その1」発送
- 8(水) 学習チームの集まり
- 13(月) 資料チームの集まり
- 14(火) シャキット臨時全体会、条例プロジェクトチーム
- 15(水) 県へ意見提出（参考資料として「シャキットチラシ」・「シャキット案その1」添付）
- 25(土) 11月全体会(サンフォルテ2F団体交流室 10:30~12:00)

《予定》 11/28(火) 第3回検討委員会

12/4(月) 県議会開催

お知らせ

* 第3回検討委員会を傍聴しましょう

- ・11月28日(火) 午後3時40分～ ・県民会館302号室
- * 北陸3県男女共同参画学習推進フォーラムに参加しませんか
・12月10日(日) 午前10時～午後3時 ・石川県女性センター(次ページ参照)

連絡先：加須栄(0766-23-7636)、玉野(0765-22-6329)、山下(0766-23-1054)

活動場所：富山県女性総合センター サンフォルテ(富山市湊入船町 6-7 Tel.076-432-4500)

〈「検討概要」への意見陳述に参加して〉

男女共同参画社会の形成を促進する条例について、富山県が県民の意見を求めていることに対して、市民オンブズ富山でも意見を聞いてもらう機会を申し込んだところ、11月12日(日)午後1時からサンフォルテで実施されました。県女性青少年課から松原さん、オンブズから男性4人が出席しました。

検討概要を資料に、条例に盛り込んでほしいことや、これまでの議論内容について、会員各々が意見を述べました。名称に「男女平等」を入れることや、基本理念や責務規定に関して、あるいは、DV対策、シェルターの設置、オンブズパーソンの設置、教育・企業・地域での対策の充実など、多岐にわたって意見が出され、さらにFAXでも後日、送付しました。この問題について特に関心は持っていないなくても、このような機会があれば意見を述べることができるので、こういう意見もおおいに参考にしてほしいと思いました。

こちらからの申し出に対して、時間と場所を設定してもらいましたが、残念なのは、松原さんの都合により、時間が25分間と短かったことです。

私の反省点…県の担当者と聞いて、つい男性ということを思い浮かべたことです。

(野入 豊光)

〈「男女参画推進条例（仮称）県民フォーラム」報告〉

- ①11/3 富山県福社会館(サンシップ)において約70人の参加者があり、富山県生活環境部長以下7人が出席。
- ②約20の方から質問・意見が出ました。県からの答弁はなかったが、質問内容を要約すると以下の項目になる。「名称」、「働く女性の地位」、「条例策定案の延長」、「具体的文言の挿入」、「性と生殖の権利挿入」、「審議委員の公募」、「青年層の集約」、「効果の拡大」、「事業者責務の明確化」、「女性センターの位置付け」、「男性の意識改革」などがあり、最後に検討委員から感想が述べられた。
- ③シャキットメンバー12人共質問したが、一般の参加者の意見はほとんどなかったことが気がかりであった。
また、この「県民フォーラム」での意見集約がどの程度、検討委員から反映されてくるのか疑問視される。

(内山 長年)

…シャキットワークショップ金沢で…あなたも参加しませんか！

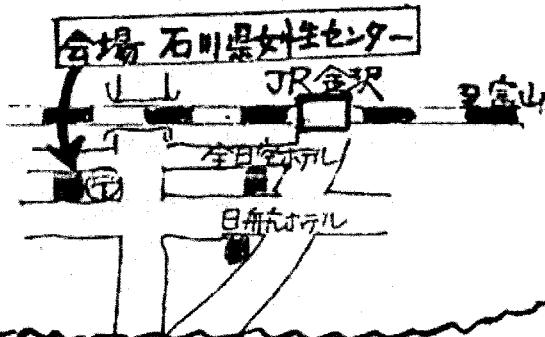
12月10日(日)石川県女性センターにおいて北陸3県男女共同参画学習推進フォーラムが開催されます。

わがシャキット富山3.5は「仮称「男女平等参画条例」制定への市民サイドからのアプローチを」のテーマのもと、自主企画ワークショップを実施します。21世紀の男女共同参画社会の実現に向け、福井、石川、富山から計15のワークショップが予定されています。他にもリレー対談や、ヌエック(国立婦人教育会館)展など楽しく魅力的な内容がいっぱいです。年末のお忙しい時期とは存じますが、あなたも参加しませんか。お待ちしています。

記

- *日 時 12月10日(日) 10時～15時
*会 場 石川県女性センター(金沢市三社町1-44) TEL.076-234-1112 FAX.076-234-1130
金沢駅より徒歩10分
*JR時刻 (往) 魚津…富山…高岡…金沢
普 7:09→8:06→8:33→9:13
(復) 16:41→16:22→15:33
④ 17:09→16:44

*当日の弁当(お茶付き850円)を注文したい方は
11月28日まで、玉野(0765-22-6329)までご連絡下さい。



《条例プロジェクトチーム》 「条例の学習から その1」

11月8日前後に号外とともにみなさんのお手元に「シャキットの考え方・男女平等推進条例案 その1」が届いたと思います。その後も検討は続いているが、みなさんと少しずつ考えを積み重ねていきたいと思います。

前文がa, bと2種類載っていました。これについては特に、(a)について多くの議論がみられました。「富山県の女性置かれている現実ではあるけれど、暗い。気持ちが沈む。…」「これはかつての話、ここから私たちは変ってきていい」「どんな風に?」前文として適切かどうかは別にして皆さんはどういう風に読まれたのでしょうか。

「条例」は普段目にすることはほとんどないものですが、その構成は、一般的には

1章 総則(目的、用語の定義、基本理念)

2章 施策

3章 推進体制

となっており、総則に基づいて施策(方向性を示す内容)が書かれ、その実行部分が推進体制として書かれるという流れになっています。

「条例」は地域における憲法のようなものと思えばいいのですが、地域限定であるために地域性への考慮を盛り込め、当事者である「私たちの条例」をつくることができ、だからこそ私たちが必要とするものにすることが大切です。

「案 その1」では定義が9項目もありました。これは基本的なことを考えるには大切なところで、それぞれの分野で本がたくさんあります。よくよく学習したいところです。

第1条の解説に力を入れました。独断的で間違っているかも知れませんし、このようにしたら…という意見がありましたらお聞かせ下さい。

第1章総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等社会の実現に関する基本目標及び施策の基本的事項を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにすることにより、男女平等社会を作り上げることを目的とする。

《解説》

女性問題は人権問題であることを確認し、男女平等社会の構築を目指す。

近年、人権については、従来、法で保障してきた人権が男性中心の人権観に基づくものであったとして、その見直しが進められてきた。

1985年に批准を見た女子差別撤廃条約では、男女間において、妊娠および出産における女子の役割が差別の根拠となるべきでないものとされ、1993年 世界人権会議では、セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスを受けない権利をもこれに抱合するように拡大された。さらに、1994年のカイロ世界人口・開発会議からは、性と生殖に関する自己決定権をも含むというように、次第に女性の権利を回復する方向において、人権概念の変容がみられる。

また、この会議において、健康という概念が、疾弱、障害の有無とは別に、身体的、精神的および社会的に良好な状態にあることを意味するものとして使用されている点にも注意を要しよう。

なお、男女共同参画は、男女平等社会の構築を目指すための手段である。ここに男女平等社会とは、男女が、平等な社会構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画する機会を保障され、等しく政治的、社会的および文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会を指す。したがって、男女共同参画という表現を用いる場合には、これを阻んでいる種々の要因を取り除かねばならず、結果として、大きな社会変革が必要となる。

2条以下については、次号から順次掲載していきたいと思います。ご意見・ご感想を是非お寄せ下さい。

金鶴 (Tel&Fax : 0763-37-2131)

《学習チーム》 2000年11月8日(水) 午後2時～4時 サンフォルテ団体交流室

学習チームに登録している人全員に、条例についての学習と意見交換を行ないたいと、別途ハガキで連絡しましたが、急なことでもあり集まつたのは6人でした。しかし、条例に対する意見募集の締め切りが11月15日(水)でしたので、学習チームとしてどうすればよいかということも含め、活発に意見を出し合いました。

参加者全員の声として、下記を確認しました。

- ・それぞれが必ず15日までに意見を届けること
- ・パートナーにも呼びかけて協力をしてもらうこと
- ・友人や知人にも説明して、一つでもいいから意見を届けてもらう努力をすること
- ・シャキット案として、一通りまとめてある案を届けてもいいのでは?

参加者が少ないのが少し気になりますが、出て来れなくとも意見を届けてもらえると嬉しいです。

来年2月には条例案が提出される予定ですが、まだまだ気をゆるめずに、少しでも私たちの意見を取り入れてもらえる活動は続けていきましょう。学習チームに限らず、シャキットのみなさん、学習チームへの希望がありましたらご連絡下さい。お待ちしています。

野入 (TEL 076-482-1083)

《活動チーム=調査プロジェクト》 男女平等政策現状調査の回収、集計がほぼ終わりました。

- ① 市民の手で調査ができたのは、シャキット富山35があり、ほとんどの自治体に会員がいるからです。行政の担当者に直接調査表を届けて期限までに書き入れてもらった方や、中には教育委員会や市民課などを自分でまわった方もあります。調査内容の説明を読んで、自分の自治体の現状を考えるきっかけにしていただけたら幸いです。なお、調査用紙の残部があります。関心のある方は担当まで連絡下さい。
- ② 調査主体の私たちの問題として、現状に対する認識が不足していて、その分、調査の項目やその内容が的確でないところもありました。また、虹と緑の500人リストの調査を採用したので、比較する全国的なデータはあるのですが、富山県はこれから取り組みを始めようというところで、もっと実態に即してもよかったです。
- ③ 調査の回答については、未記入の部分がかなりありました。そこで、精確を期するために不足分を書き入れてもらうよう、調査用紙を市町村の担当者に戻した方がよいと考えています。再調査の発送は12月に入ってからになります。調査してくださった方に戻すか、調査プロジェクトでするかは未定です。連絡した折にはご協力お願いします。
- ④ 調査報告は、15日の県民意見募集に締め切りには間に合いませんでしたが（県からの回答は15日でした）、未完成のまま、若干の意見を付けて、28日の最終検討委員会の前に県と検討委員会に送付したいと考えています。その内容は別紙同封します。
- ⑤ 正式の報告書は、会として検討して、作成することになると思います。

担当堀江 (FAX: 076-425-1702)

ネットワークについて シリーズ6

「一般的に、ネットワークは、最初にもふれたように草の根の活動でインフォーマルものですから、社会の表面にはあまりあらわれてきません。問題意識も関心もない人は、ネットワークが存在することも知らないし、したがって見えない場合も少なくありません。逆にいえば、問題意識や関心があれば、新聞のちょっとしたニュースをみても、ネットワークの存在を感じることが多いものです。

ネットワークのキーワードを求めれば、そのネットワークに加わる人々の『共有』と『連帯』ということになるでしょう。」

みこしがループ 学陽書房より

《会計からのお知らせ》 2000年11月度

1. 収入は、年会費納入者が5人で約10,000円。
2. 支出は「シャキット情報7」発行送付や臨時全体会員内郵送代等で約27,000円。

会計報告(11/20現在) 残高 75,000円

*年会費未納の方はぜひ2000円を納めてください。

郵便振込 00730-1-47435 シャキット富山35

シャキット情報

No.9

2000.12.26

編集・発行:広報チーム

「去年今年いつもの道を進みをり 世以己」

11月28日、仮称『富山県男女共同参画社会推進条例』第3回検討委員会が開かれました。当初、県はこれが最終回としていましたが、県民からの意見が予想を超え511件も寄せられたため、さらに来年1月に第4回検討委員会を開催することにしました。私たちの活動の大きな成果だと思います。

金沢で開かれた北陸3県男女共同参画学習推進フォーラムではワークショップを開き、石川・福井の人々とネットワークを広げました。また、富山県議会の開催に合わせ、議員に働きかけ、議会での質問・懇談会の開催と、シャキットの活動は広がりと厚みを増してきました。

12月のシャキット全体会では会員から、「県内自治体の調査結果について話し合いたい」「学習会をしてほしい」という声も出ました。会員の声を大切に、これから活動すべき事が次々と出てきます。

21世紀を真に『男女平等社会』女性の人権が守られる社会にするため、みんな力を合わせましょう。

《日程経過》 11/25(土) 11月全体会、「シャキット情報 No.8」印刷・発送

28(火) 第3回検討委員会(県民会館)傍聴、12/10のワークショップについて打ち合わせ

12/1(金) 知事宛の要望書提出・秘書課(生活環境部長、女性青少年課、県議会議員全員)

6(水) 県議会で小川議員、男女共同参画問題で質問

8(金) 「北陸3県男女共同参画学習推進フォーラム」(12/1)用資料作成

10(日) 「北陸3県男女共同参画学習推進フォーラム」にワークショップ開催(次ページ報告)

11(月) 県議会で大島議員、男女共同参画問題で質問

13(水) 県会議員との懇談…県議6名、シャキットメンバー9名参加

14(木) シャキット12月全体会

18(月) 資料チームの集まり

22(金) 県知事への要望に対する回答

23(土・祝) 事務局打ち合わせ

26(火) 「シャキット情報 No.9」印刷・発行

《お知らせ》

12/1に提出した県知事あての要望書の回答は、12/22までに書面で下さるようお願してありましたが、12/25現在、知事との連絡が取れていないとのことで未回答です。今年中(12/28まで)に何らかの返答をすることです。知事との話し合いの日程が決まりしだい、皆さんにハガキでお知らせしたいと思います。

連絡先:加賀(0766-23-7636)、玉野(0765-22-6329)、小川(0766-23-1054)

活動場所:富山県女性総合センター サンフォルテ(富山市湊入船町6-7 Tel.076-432-4500)

「富山県男女共同参画推進条例(仮称)」第3回検討委員会 傍聴報告

11月28日(火)午後3時40分~6時 県民会館302号室 傍聴者13名

配布資料:県民の意見募集結果(県民フォーラムやサンフォルテエンパーワメント学習会等の会議で出された意見が4グループ、56人、138件。個別に提出のあった意見が6団体、72人373件。総計511件)

条例の基本的な考え方(素案)、富山県男女共同参画推進条例(仮称)の本県の特色について

検討委員会は冒頭に当初の予定では今回が最終の検討委員会となる筈だったが1月初旬に第4回を開催との説明があった。検討委員会では『検討概要』だけを出す予定だったが、議論が深まり、また県民の意見を基に内容が変ってきてるので、「基本的な考え方」として出して頂くことにしたからだそうだ。

以下、『検討概要』に対して県民から寄せられた多くの意見を基に「基本的な考え方(素案)」に新たに盛り込まれた箇所と検討委員会での議論をいくつか紹介する。

1. 名称について「平等」の文言を入れるべきという意見が多くあったので、「(真の)男女平等の実現」を盛り込んだ前文を設けることが適当である。
2. 基本理念に「男女の生涯にわたる健康の促進」を盛り込む。自己決定権も含んだ形にするかどうかについては、今回は決まらず、さらに次回の検討委員会で検討する。
3. 「事業者」の責務の内容をより明確にした。
4. 推進施策の中に、「学校教育」および自主的な「学習活動」による理解促進を加えた。
5. 推進員制度の内容を具体的に示した。

なお、第4回検討委員会の日程が決まり次第、サンフォルテや、女性青少年課のホームページで知らせる。

(議事録等もホームページに公開されている。<http://aun1.pref.toyama.jp//sections/1712/1712.htm>)

〈付録〉……その他の女性青少年課とのやりとりから……

Q: 条例名称や前文について、検討委員会とは違う内容の知事答弁が12月県議会であった(名称は「平等」ではなく「男女共同参画」、前文は置かない)。検討委員会の内容が変わったのですか?

A: 検討委員会の内容は変わっていない。議会答弁は現時点での知事としての答いで、検討委員会とは無関係。つまり、検討委員会で、「前文を置く」という内容の「基本的な考え方」が知事に提出されれば、その方向で検討されることになるというように私は解釈した。

(報告者:大津典子)

第3回検討委員会を傍聴して

…松原補佐より、基本的な考え方(素案)についての説明がありましたが、第2回検討委員会並びに県民の意見を受けての修正が随所に見られ、一步前進の感を強くしました。しかし、私たちが強くこだわった名称「男女平等推進条例」か「男女共同参画推進条例」かでは、多くの県民の意見にもかかわらず「…共同参画…」としたい県側の姿勢が強く感じられました。また、教育やDV、女性総合センターの役割等についての具体的な表記の必要性、推進員制度等、本県の特色を明確に打ち出すべきことが話し合われました。

総じて、問題点のみが浮き彫りにされ、結論は次回へ持ち越し、最終回となる次回にはどのような内容で提案され、合意に至るのか気がかりです。限られた時間の中で、私たちにできる最大限の努力をつくしましょう。シャキットメンバーの英知と行動力を駆使して…

(玉野 千恵子)

北陸三県男女共同参画学習推進フォーラム「ネットワークで変える 職場・家庭・地域」
2000.12.10. (日) 石川県女性センター 主催 石川県・国立婦人教育会館

(開会旨)

男女共同参画社会基本法が制定されるなど、男女平等の実現にむけ課題は豊富にあるが、現実には男女間の不平等を感じることもまだ多い。
21世紀の男女共同参画社会の実現にむけ、理解と協力のネットワークを広め活動することの意義を考える。

開会式において、国立婦人教育会館次長、藤井氏・石川県県民文化局長中西氏の挨拶
生涯学習局男女共同参画学習課・ボランティア活動推進専門官、岩切氏より文部省施策説明
午前中、リレー対談「変わったか 職場・家庭・地域」
午後、石川県7ワークショップ・福井県5ワークショップ・富山県2ワークショップ開催

『シャキット富山35』のワークショップ 午後1時より3時まで、参加者約30名

《仮称「男女平等推進条例」制度への市民サイドからのアプローチを》

司会	玉野	(協力 青山、小林、林原、法原)
活動報告	山下	これまでの経過、ネットワーク活動について
学習チーム	野入	三回の学習会の内容について
資料チーム	志麻	他県の条例など、インターネット活用して情報収集
条例プロジェクタ	橋本	チラシ「こんな条例にしたい」(私案について 金嶋)
調査!!	内山	県と県内35市町村の男女平等政策調査について
広報チーム	本木	『シャキット情報』の説明

《ワークショップを終えて》

「なぜ男女平等か？行政は共同参画でないと通らないのでは？」

「男女平等政策の調査について詳しく知りたい」

「条例の制定について、もっと教えてほしい」

「これからも、三県のネットワークをしっかりと進めていきましょう」

その他

さまざまな意見が出された。私たちは県内の女性政策の推進を目的とする市民グループだが、急に県の条例が制定されることになったため、戸惑いながら活動してきた経過を説明。学習をしながら行政へ意見を届けてきたが、富山県では真の男女平等が実現されていないという声が多くあり、『男女平等』という文言は大切だと思っている。

新しい形のネットワーク活動なので試行錯誤の繰り返しが、福井・石川はこれから条例が制定されるとのことなので、しっかりと市民参画していってほしい。

三県の行政担当者や議員の出席があったが、参加者全体が女性政策そのものについての取り組みが浅いため、いろいろな課題がみえた。また、他のワークショップについても福井県職員グループの取り組みや、石川県の寸劇やカルタ作りなど、富山県にない活動や学習が参考になった。各県の女性財団の機能性についても特色があり、エンパワーメントの方法について考えさせられた。

今後、国立婦人教育会館や各県の女性センターと共に、女性政策を推進していくための工夫が必要だ。何よりも私たちが政策に関われる力をつけることが急がれる。

まず、サンフォルテの登録団体・グループが、男女共同参画社会を実現するためのネットワークをひろげ、条例や基本計画に策定にしっかり関わっていくことが求められている。

(詳細や当日の資料がほしい人は、連絡ください。 山下)

ひとことコメント

ネットワークを広げる大きな意味を持ったワークショップ。三県の仲間達が「条例」について真剣に議論し、自分たちにとって、より良いものがどうあるべきか。違いを認め合いながらこれからもやりつけましょう！

(野入 美津恵)

○第2条は定義ですが当初定義は10項目挙げてありました。ここでは2項目のみ取り上げます。

法令上、定義は本文に度々出てくるもので重要な文言についてのみ取り上げる。すでに概念の定まっているものは記載しない。また1回しか出てこないものについては、その折に簡便に説明を盛り込むことで対処することである。

(定義)

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義を以下のように定める。

1 男女平等社会

女性と男性は平等な社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的・社会的及び文化的利益を享受し、かつ共に責任を担う社会のこと。

2 積極的正措置(ポジティブ・アクション)

社会のあらゆる分野での男女間の格差を改善するために、男女のいずれか一方に対し、不平等是正の措置を当該機会に積極的に提供すること。

○第3条の基本理念については6項目が挙げられています。1項目めは社会のあり方の指標を示し、2項目めは男女間の意識のあり方に言及。3項目めは社会の構成に触れ、4項目めは家庭生活や身近な活動の場にまで言及。5項目めは個人的な男女間の問題を、6項目めは女性個人の領域にまで踏み込んでいます。このようにこの条例は私たちの生き方のすべての分野にまで入りこむものであり、これまでの条例にない特徴といえましょう。

(基本理念)

第3条 男女平等を推進するため次の基本理念を定める。

- 1 何人も個人としての尊厳が尊重され、性別による又は性的に少数者であることによる差別的な扱いを受けることなく、その個性と能力を充分に發揮する機会が保障されること。
- 2 男女の固定的な役割分担の意識に基づく制度及び慣行が改善され、自己の意思と責任による多様な生き方が認められること。
- 3 男女が社会の対等な構成員として、県及び事業者における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が保障されること。
- 4 男女が家庭生活、職場、学校、地域、その他あらゆる場における活動に、平等な立場で参画できる環境が整備されること。
- 5 男女間におけるドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントが根絶され、男女の個人としての尊厳が尊重されること。

(解説) ドメスティック・バイオレンスとは、夫婦または親密な男女間で行なわれる身体的または精神的な苦痛を与える虐待、暴力、性的行為等を指す。また、セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動によって、または社会的な慣行による男女の役割期待の強要によって、不快感、仕事上の不利益、生活環境の破壊等をもたらすことを指す。

・報告》 シャキットせんまいけ「とやま 女の政治塾」プロジェクトチーム
第二回の集まり

ゲス

1. 経過報告

- ／ 7 一シャキットせんまいけー「とやま 女の政治塾」
第一回の集まり、「エンパワーメント奨励賞」申請書の検討
10 申請書を郵送。12日、受付確認。
18 北陸中日新聞より、取材依頼あり 《連帯基金より葉書到着》

2. 表の名称が長いので、《塾プロ》と略して呼ぶ。

3. 《プロ》スタッフは4/20現在、18名。

4. 活動を始めるにあたっての基本的事項

当事者に対しての、直接的な選挙応援はしない。

参加者の政党の所属は問わないが、内容的には超党派の立場を取る。

5. 企画案 来年の統一地方選挙にむけて、「出前塾」「連続塾」を開催する。

出前塾チーム（山本）

首長面談の報告書を、配布しながら女性議員のいない自治体の女性たちと話し合う。
議員の役割や市民活動について話し合ったり、連続塾の広報を行なう。

連続塾チーム（田中・野入）

サンフォルテを会場にして1日コース・5回シリーズ。第一回を、7/13に予定。
スタッフは、どちらかのチームに参加する。今後は記録担当が欠席者にファックスにて
連絡、各自が自主的に参画する。チーム毎に連絡・活動。

次回の集まりは、5/9（木）午後1:30～ サンフォルテ団体交流室

以上、記録より抜粋（担当 玉野）
問い合わせは山下まで☎ 0766-23-1054

スタッフ募集

—シャキットせんまいけー「とやま 女の政治塾」

四月全体会のあと、政治参画スクール（仮称）プロジェクトの集まりを持ち、その後24日
にも話し合いました。そこで、政治参画のための講座を表題のとおりの名称で、実行すること
に決めました。（4、2 ページ参照）

プロジェクトの名称を《塾プロ》と呼び、シャキット情報に報告していきます。
「エンパワーメント奨励賞」に応募しましたが、受賞しなくとも実行します。
ぜひ、多くの方にプロジェクト運営に参加してもらいたいと思います。シャキット会員は勿
論、いろいろな方の自薦・他薦をお待ちしています。

☆男女共同参画情報メール 第11号 (H14.4.19発行)

⇒リンクページへ(推奨)

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber0011.html>

⇒男女共同参画局ホームページTOPへ

<http://www.gender.go.jp/>

●このたび男女共同参画局のホームページがリニューアルされ、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトに生まれ変わりました。

・国については、各種公表資料の他、内閣府の施策の概要や、関係省庁の取組等の情報を提供します。特に配偶者からの暴力については、被害者支援に役立つ情報提供を行います。

・各地方公共団体については、計画の策定・条例の制定等の情報を含め、主要施策の最新情報を網羅的に提供します。

・その他、民間団体の動き、国際的動向についても紹介します。
情報メールと合わせ御利用ください。

●ホームページのリニューアルに伴い、情報メールからホームページへのリンク方法が変わりました。

新着情報等については、ホームページのトップページから順次選んでいただかずか、一旦リンクページにジャンプしていただいて、そこからリンクをたどる形(こちらをお勧めします。)になります。
リンクページへは、表題のすぐ下からジャンプできます。



《グループ紹介》5

グループ女綱～ストップDVとやま～

【女性への暴力のない社会をめざして】

「女綱」はドメスティック・バイオレンス（以下DV）被害当事者へのサポートと社会啓発を目的とする市民グループです。活動を開始して3年、グループ設立2年になります。会員は100名余り、実際の活動に携わるメンバーは10数名です。

メールや電話での相談とともに、関連機関と連携しながら被害当事者をサポートしたり、研修や集会に講師として出向いて、「暴力を受ける女性にも問題あるんじゃないの」と思っている人たちとDVについて考えたり、マスコミを通じて啓発をするなどの活動を行っています。また、当事者と直接会って話を聞いて経過を整理したり、弁護士や関係機関同行することもあります。このような支援をするなかで、当事者から力づけられたり、いろいろ学ぶことが多く、活動へのエネルギーとなっています。

「DV防止法」が制定されて1年過ぎました。まだまだDVが男性優位社会が抱える構造的な問題として認識されるには程遠い現状です。DV防止という女性の人権擁護への取り組みは政策的な課題であり、男女平等社会形成の核です。男性にも女性にも自分自身の問題として取り組んではじめ活動を進めていきます。

女綱ホットライン ストップDVとやま

☎076-491-1081

毎週月曜日 10:00am~3:00pm

URL : <http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Suzuran/3062/>

mail naduna2000@yahoo.co.jp

立っていいとも 「バックアップスクール大分」の活動

全国フェミニスト議員連盟世話人 三井 マリ子

「AFER」おとより

（2月9日別府発）

2001年5月12日に誕生した「バックアップスクール イン 大分」（加藤久美子代表）に、設立のきっかけや活動を聞いた。

九州では、「鹿児島県内の女性議員を100人にする会」「バックアップスクール イン 福岡」「女性参画研究会さが」「バックアップスクール イン くまもと」「長崎県女性議員を増やす会」と、宮崎を除き全県に女性議員を増やす団体がある。将来、バックアップスクール九州サミットをしよう計画している。

大分の会は、「長野の議員サミットに出席し女性パワーに圧倒され大分県でも」と思ったことがきっかけ。「女性議員を増やすことが政治土壌を変えるから」と、加藤代表と藤原真由美事務局長は語る。藤原さんは、長野の樽川透子さんの「女性議員サミット」準備に協力したことでの問題に真剣にとりむようになった。

福井発 なくそう！女性ゼロ議会

去る、3月25日（月）福井県国際交流会館にて「福井発 なくそう！女性ゼロ議会」を開催しました。これは全国フェミニスト女性議員連盟の全国キャンペーンの一環で、同連盟の初代会長であり武生市男女共同参画センター名誉館長の三井さんの提案で県内で男女平等に関して活躍中の市民や議員・行政職員10人で実行委員会を結成し開催したものです。（大久保も実行委員の一人として参画しました）

当日は、女性議員や、市民（男性パネラーも一人）の4人のパネラーが、三井さんのコーディネートで「なぜ女性議員が必要なのか、なぜ女性議員が少ないのか」などを話し合いました。

会場の約70人の参加者も熱心に耳を傾け、またパネルディスカッションにも加わり熱のこもった会になりました。

最後に、同実行委員会と参加者一同が福井県知事をはじめ各自治体の長に以下のような提言書を掲出することを賛同一致で決め会を終了しました。

議会事務局19年の経験を生かして、全国網を駆使し全国女性議員名簿を作成し、樽川さんに渡した。加藤さんは「佐賀県のアバンセ館長船橋さんの影響がある」という。今、受講生は77名。現職議員は10人ほどで男性も10人ぐらいいる。

主な活動は、本講座5回シリーズをすることと、寸劇「立っていいとも」の興行など。寸劇は、カフェバー「ジェンダー」で、家庭主子、行政例子、独身生子、安全食品などが懸念をこぼしているうちに、自分たちが選挙に候補しようということになったという筋書きだ。練習は3回。別府市内のホテルに泊り込んで徹夜の特訓もあった。脚本もメンバーの書き下ろし。大分県の男女共生フェスタで大好評に気をよくした会は、「次は嵐山」と意気込んでいる。女性ゼロ議会が33市町村もあるのでそこへの出前講座も計画中。

提 言 書

政治は私達の日々のくらしそのものであり、命を守る道具です。将来にわたって豊かで安心できる社会を築く上で、両性の意見が平等に反映される社会の実現は不可欠です。しかし、福井県内の女性議員の数は極めて少なく、女性議員の全くいない議会が数多くあります。

私達は、『女性ゼロ議会』をなくし、男女平等の社会を作り上げるために、福井県の各地方自治体が地域住民と協力・連携しあって、制度的な条件整備と教育等の環境整備を積極的に取り組むことをここに提言します。

＝具体的な取り組み＝

- 1 自治体は、「男女共同参画都市宣言」の実施及び「男女共同参画条例」を制定すること。
27
- 1 自治体は、行政職の政策決定部門への女性議員促進に積極的改善措置をとること。
- 1 自治体は、性別議員数とその推移を立て公表し改善の必要性を啓発すること。
- 1 教育関係者は、幼稚園から一貫して性別にとらわれない教育を開発し実践すること。
- 1 学校及び社会の教育現場において「政治教育」を充実すること。

女性連帯基金とは

女性が互いに助け合ってエンパワーラー（力をつけ）、政策決定、意思決定の場にもっと多く参画できるようにしたいとの願いをこめて、1997年3月に設立されました。1999年9月に「男女共同参画社会」の形成を促進する活動を行うNPO法人（特定非営利活動法人：代表中西珠子元参議院議員）としての認証を東京都から受けました。

「男女共同参画」を促進し、人権が尊重され、福祉が充実し、環境にやさしい、自由、平等、公正な民主主義社会の実現と社会正義に基づいた世界平和のために努力しています。

同じような目標を追求する個人や団体とは国内外をとわず、連帯します。

A. エンパワーメント奨励賞の贈呈

政策決定の場に女性の声を届けるために活動を続けている団体の中から「選考委員会」の公正な審査を経て決定し、奨励金を贈ります。全地方自治体の半数以上の議会に女性の議員が一人もいない日本では、女性地方議員を増やす教育、啓発や支援活動を続ける団体を重視します。

●贈呈します　1件につき50万円を3件。統一地方選挙の一年前に。

選考委員会

委員長 中村 道子（ユニフェム国内委員会会長・元調布学園短期大学長）

委 員 中島 通子（弁護士）

林 陽子（弁護士）

橋本ヒロ子（十文字学園女子大学教授）

樋口 恵子（東京家政大学教授・評論家・女性と仕事の未来館館長）

●応募要領はホームページをご覧になるか、または事務所にお問い合わせください。

B. 50対50世界キャンペーン事業

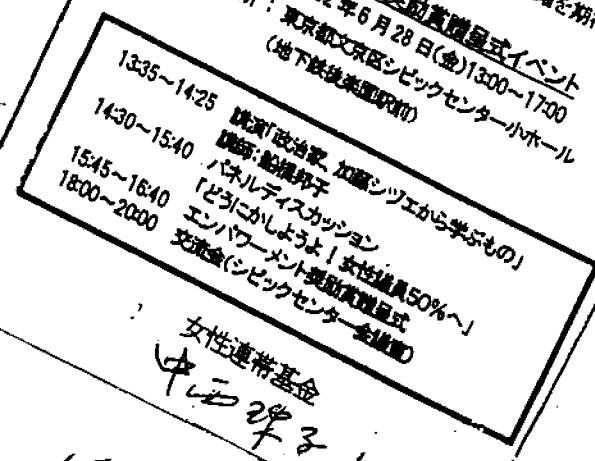
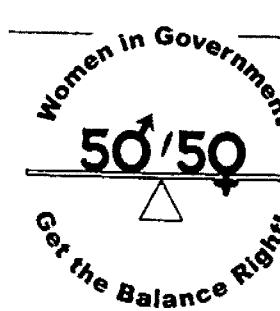
国連「女性2000年会議」のNGOフォーラムでWEDO（女性環境開発機構）は、「2003年迄に政策決定の場への女性の参画率を30%に、2005年迄には50%にし、バランスのとれた世界をつくろう」と提唱し、50対50世界キャンペーンを同年6月に旗揚げしました。私たちはWEDOの要請で日本の賛同団体を募集し、その窓口となって活動中。あなたもご一緒に！キャンペーンラベルを実費販売中です。

C. その他の活動

- ニュースレター「50%」年3回発行
- 講座・学習会の開催
(男女共同参画条例・選挙制度・労働問題・教育等)
- 国際シンポジウムや会議の開催
- 諸団体との連携活動
- ホームページによる情報提供と政策提言

バランスのとれた世界を
50 50

50/50キャンペーンで世界の友と手をつなごう



6 男女平等はリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点のもとに推進され、女性の自己決定権が保障されること。

〈解説〉リプロダクティブ／ライツとは、1994年にカairo世界人口・開発会議において提唱された考え方を指す。それは個人、特に女性の身体に関する自己決定権を保障する考え方であり、その中心課題には、いつ何人子どもを産むか生まないかを選ぶ自由、性病への不安がなく強要されない性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、またこれら関連して思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖をその対象とする。

〈基本理念の総合解説〉

男女平等社会は、各人が、何より個人として尊重され、その個性と能力を十分に發揮できる機会を保障されることを目標とする社会である。そのためにはまず、性別による、あるいは、性による差別的な扱いを撤廃することが必要となる(1号)。同時に男女の平等は、男女の固定的役割分担の意識に基づく「平等」であっては意味がない。そうした意識を基礎とする、そして、そうした意識を再生産する制度や慣行を改めながら、男女平等社会を、個人が自己の意思と責任により多様な生き方を行なうことのできる社会として構想することが重要である(2号)。そのために県や事業者は、政策の策定および実施のすべてのプロセスに、男女が平等に参画する機会を保障しなければならない(3号)。しかし、こうした環境整備は、県の施策レベルに留まるものではなく、広く家庭生活、職場、学校、その他あらゆる場で実践される必要がある(4号)。ドメスティック・バイオレンスについては特にそうした実践の及びにくい夫婦または親密な男女間を念頭に、また、セクシュアル・ハラスメントについては、特に問題が表面化しにくい職場や生活環境を念頭に、その根絶を規定し、それぞれの場での取り組みの実効性を担保するものである(5号)。さらに性と生殖に関する個人の意思決定のレベルにおいても、特に女性の身体に対する自己決定権は、社会的、文化的等の要因によって制約されることなく、尊重され保障される必要が認められよう(6号)。

みんなの声を とどけましょう

私たちは15月の登会以来、

学習や、活動を続けてきました。

条例は2月議会に上程される
予定です。それまでに

※第四回検討委員会(1月)

※県知事との話し合い、

かに行なわれる予定です。

それに届けるみんなの声を

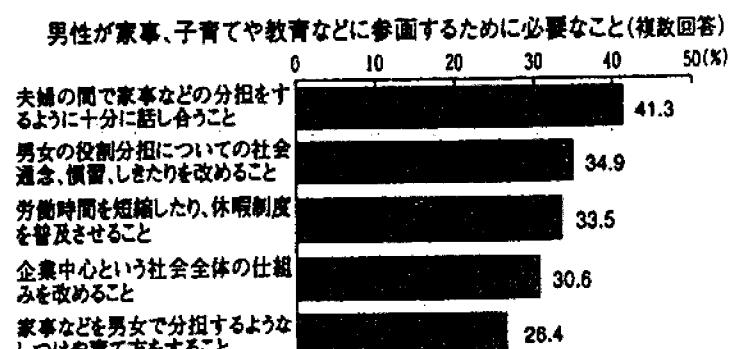
お寄せ下さい。

左報
4-4より

参考資料

男女共同参画に関する世論調査

仕事中心のライフスタイル 「変えたい」と思う男性増加



仕事重視を図る若い男性の生き方とする人が減り、社会活動へ参加欲は高まっている——総理府がこのほど発表した「男女共同参画に関する世論調査」では、こうした意識動向が明らかになりました。

調査は八月から九月にかけて実施。有効回答は三十四百四人です。

どのような男性の生き方が図示してあるか聞いたらところ、「家事や地域活動に妻といふが主婦」、仕事と育児が主なやうだ」がトップで、「仕事を重視する」(四五・五%)を上

げました。

家事や子育てなど家庭の役割に、男性が「かかわるべきだ」は炊事、洗濯、掃除などの家事が七一・四%(九三年は六六・七%)、子育てや教育は九二・九%、親の介護は九三・一%でした。

九三年調査では「仕事重視」(四九・九%)が「両立」(四三・九%)を上回っていました。

回りました。ちなみに一九九六年調査では「仕事重視」(四九・九%)が「両立」(四三・九%)を上回っていました。

について「取った方がよい」は育児で六八・四%、介護では八〇・三%を占めました。しかし男性がこれらの休業を取ると同時に、社会や企業の支援が不十分だとする人は八割にのぼります。

今後、男性が家事や子育て、地域活動などに参加するためには、「夫婦の間で家事などの分担をするよう十分に話し合ひ

れがしているか聞いたところ、「妻」と答えたのが、炊事や洗濯、掃除で八六・六%、子育てや教育は五六・三%、親の介護は五五・八%。男性が育児休業や介護休業を取ることについて「取った方がよい」は育児で六八・四%、介護では八〇・三%を占めました。しかし男性がこれらの休業を取ると同時に、社会や企業の支援が不十分だとする人は八割にのぼります。

現在、家庭の外で仕事を以外の活動をしているがどうかを聞いたところ、半数近くが「半近い」、半数近くが「半遠い」と回答。半近い四六・七%が何らかの活動をしていました。一九九二年調査(四一・八%)より増えています。

今後、参加してみたい活動がある人も五九・五%で同様に増加しています。参加したい内容は「社会奉仕活動」がトップで一八・二%(同一・七%)。次いで「スポーツ・サークル活動」「文

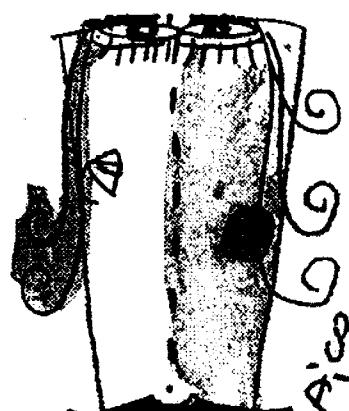
化・教養・学習活動」の順です。

家庭生活に関連した外部のサービスを利用したいかどうかについては、「社会奉仕活動」が最も高い六一・五%(同三・九%)。金体として外出サービスを利用したい人が増え、家族の手でおこなうたいとする割合は減っています。

女性にたいする暴力をなくすためにせざついたばかりの設問には、「被害女性のための相談機関や保護施設を整備する」が半数近く(四六・七%)でトップ、次いで被害女性が届けやすい環境、法律や制度の見直しなどが挙げます。

メディアにおける性・暴力表現について、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」「女性の性的側面を過度に強調するなど、いま過ぎたらしい人の割合が家事(食事、掃除、洗濯など)で一六・二%(同九・四%)、子ども(同六・〇%)の育児・保健は三六・〇%(同三・九%)、高齢者介護は六一・五%(同三・九%)。金体として外

べくして、「女性に対する犯罪を助長するおそれがある」二・四%となっています。



絵 杉田明雄子

県会議員との懇談会

開催日時：2000年12月13日(木)16:30～18:00 場所：県民会館601号室 シャキット会員9名参加
参加県議：谷内清子(県民ク)、山辺美樹(自民)、川島久一(自民)、犬島 肇(共産)、小川 見(社民)、中尾 正(社民)

会員のみなさんにはハガキご案内しましたが、県議会中こそ好機と表記の懇談会を計画・開催しました。平日の夕方、しかも急な呼びかけでしたが、6名の県会議員がご多忙中にも関わらず出席して下さいました。シャキット会員は9名参加しました。

玉野世話人代表の挨拶のあと、シャキット富山35のこれまでの活動の経過と、「富山県男女共同参画推進条例(仮称)」検討委員会を傍聴してきた立場から、シャキット会員の思いを説明しました。内実の伴った条例制定をの願いから、県民の参画と、じっくり腰を据えての調査研究の必要性を訴えてきたこと、そのために知事に面談したいと県会議員を通してお願いしてきたが、いまだに実現していないこと等も話しました。出席された議員は、みな声を揃えて「県会議員が紹介している県民達と、知事が会わないはずはない。何かの間違いではないか」と驚かれました。

私たちは、条例制定は2月議会にこだわらず、時間をかけて県民との協議で進めて欲しかったが、ここへ来て延期が無理なら、せめて私たちの要望を入れて欲しいと、以下の項目を伝えました。

- ① 名称を「富山県男女平等推進条例」とする。男女共同参画は平等が前提であるが、富山県における現状は今だ不平等。この基本法制定の経緯、目的からも東京都の条例のように明確に「男女平等」の文字を入れて欲しい。県民から寄せられた「意見書」も8割が「平等」の名称を希望している。
- ② 前文を入れる。21世紀の最重要課題とされている男女平等参画の社会を構築する条例であり、制定の趣旨をしっかりと前文で述べる必要がある。富山県の条例に前文のあるものがないから入れない、という議会での答弁は納得できない。すでに条例を制定した他都市でも前文を入れている。
- ③ 労働関係の条項を増やす。富山県は女性の有職率が高い。家庭、職場での諸問題を解決するために、男女同一価値労働同一賃金、育児・介護休業取得への助成措置、環境整備などが進むよう、条例に盛り込む。
- ④ その他、リプロダクティブ・ヘルツ／ライツの理念、DVやセクハラなどの防止、実質を伴った男女参画推進員制度についてなど。

県会議員からは活発に意見が出され、①②について理解を示して下さいました。③については条例の中に個別に盛り込むとすれば、内容検討だけで時間がかかり、条例そのものの制定が大幅に遅れてしまうとの意見。また、あれもこれもと要望するより①と②に重点を絞って要望する方が良いとのアドバイスをいただきました。

参加した会員から、条例で「…に努める」の表記になったものについて、個別の施策として県会議員からも積極的に提案していくと強く要望し、閉会しました。

超党派の議員の参加でしたが、とても熱心に共通の問題として考えておられて、有意義な懇談会でした。

(報告：志麻 愛子)

*このような懇談会をこれからも時々持ち、様々な問題についてフリーに話し合いたいと思いました。
県知事は「県民との対話を大切にしたい」と、常々言っているのだから、住民の代表である県議は私たちの声を、行政へ届けて欲しい、橋渡しになってほしい。これこそ共同参画です。(本木)

《学習チーム》

発会時の案内チラシを久しぶりに広げてみると、規約案の＜目的＞第2条に、「このネットワークは、男女共同参画社会基本法の成立を機に、富山県のあらゆる場における男女平等参画の実現を図るために、県下全般にわたってネットワーク化し、富山県男女平等参画条例制定をめざす活動を行なう。」とあります。

うれしいことに、富山県独自の条例が、21世紀最初の2月議会に提案されるようです。県内において新しい活動が始まり、ひょっとしたら富山県をも動かすことができたのでしょうか。

私たち会員の願いと県民の男女にとって、よりよい内容の条例であってほしいと思っています。その思いを行動に移し、発足から7ヶ月。他県の条例を学習(比較)したり、富山県の女性政策の推進具合や条例の作り方などに、できる人ができる精一杯の活動を、みんなで進めてきました。県にも要望書を提出したり、話し合いの機会を持ったりと、短期間によくやったなあ～と思います。常に引っ張ってくれる人、企画してくれる人、意見を届けてくれる人、参加してくれる人、金銭的援助をしてくれる人…etc。関わり方は様々ですが、そこがまた、シャキット富山35のいいところではないでしょうか。不満のある人はどうぞ、ご意見を届けてください。

まだまだ、男女平等には程遠い社会だと思いますが、21世紀には、希望を持ってあきらめることなく、少しでも住みやすい富山県になるために、また、県民の意見が一つでも多く取り入れられた条例制定のために、ネットワークを広め、強めて進んでいきましょう。

学習チームへのご希望がありましたら、お知らせ下さい。また、チームとして企画したいと思っています。
良いお年をお迎え下さい。

野入 美津恵(TEL : 076-482-1083)

《会計からのお知らせ》 2000年12月度

- | | |
|---|-----------|
| 1. 収入は、年会費・雑収入等 | 約9,700円。 |
| 2. 支出は「シャキット情報8」発行、はがき代、石川県女性センターワークショップ参加資料、
県会議員都の懇談会会場費、等 | 約42,600円。 |
| <u>会計報告(12/20現在) 残高 40,230円</u> | |

年会費未納の方へのお知らせ

- * 摘替用紙を同封しましたので、来年1月20日までに 2000円を納めてください。
郵便振込 00730-1-47435 シャキット富山35
- * 財政が逼迫していますので、年会費未納のかたには「シャキット情報」等の送付を中止せざるを得なくなります。ぜひ、ご協力お願いします。

「ネットワークについて」 シリーズ7

ネットワークのキーワードは、ネットワークに加わる人たちの「共有」と「連帯」ということがいえます。

「共有」するのは情報であり、目的意識、こころざし、理想、価値といったものです。

「連帯」は、そのネットワークのメンバー相互にサポートしあう場合もあれば、異なるネットワーク同士で激励しあう場合もあります。

シャキット情報 NO.10

編集・発行:広報チーム 2001.1.31

「新雪にことしの夢を書きしるす 世以己」

暖冬予報に気を弛めていたところへ思わず大雪に見まわれましたが、皆さんのお正月はいかがでしたか？
21世紀は「女性の人権が守られ、女性が輝く世紀」といわれています。真に男女平等参画社会を築くため、
私たちシャキットのパワーが試される年になることでしょう。

県は1月12日に第4回検討委員会を開催しました。当初、第3回検討委員会を最後と考えていた県が、
1回増やしたのは私たちの活動の大きな成果ではありますが、残念ながら内容はむしろ後退したものでした。
東京都がすでに「男女平等社会推進条例」を制定していますが、北海道も「男女平等」の名称ということや、
鳥取県では議員提案で条例が制定されるというニュースが届いています。なぜ、富山県では私たち県民の声
が届かないのか、もどかしさを感じます。

1月のシャキット全体会は、行事が重なったためか参加者が9名と少なかったのですが、県知事に私たち
の意見を届けるためにはどうするかなど、これから活動について熱心に話し合い、新入会員も迎えました。
2月議会前に、県知事との話し合いを持つことについて担当部局と日程について折衝中です。話し合いの内容
について皆さんの意見をお聞かせ下さい。

《日程経過》 12/26(火) 「シャキット情報 NO.9」印刷・発行

28(木) 県知事との話し合いについて、県・女性青少年課より「11/21締め切り要望書について
まだ、回答できない」の返事

2001/1/10(水) 同上について女性青少年課より「第4回検討委員会の後に課長が口頭でお話します」

12(金) 第4回検討委員会 傍聴

15(月) 県・担当課へ「県知事との話し合いの日を設定して下さい」と申し入れ

27(土) 1月全体会

30(火) 県・生活環境部長と話し合い、2月議会前に「県知事との話し合い」の日程調整する

2月全体会に集まりましょう

日時：2001年2月18日(日) pm1:30～

場所：サンフォルテ 2F 団体交流室

連絡先：加須栄(0766-23-7636)、玉野(0765-22-6329)、山下(0766-23-1054)

活動場所：富山県女性総合センター サンフォルテ(富山市湊入船町6-7 Tel.076-432-4500)

第4回富山県男女共同推進条例(仮称)検討委員会を傍聴して

第4回検討委員会 開催日時：2001年1月12日(木)14:00～18:00 場所：県民会館302号室

当初、「富山県男女共同推進条例(仮称)検討委員会」は2000年11月28日の第3回をもって終了し、実務的な条例作りの総仕上げをする筈でした。しかし、県民からの要望・意見が511件も寄せられたことを受けて第4回検討委員会が開かれることになりシャキット有志が傍聴しました。委員会に提案された内容は、第3回検討委員会で話合わされた課題が削除されるなど、後退したとの印象を受けました。検討委員からもその点を指摘し、改善への意見も出されました。以下、シャキット会員の声を紹介します。

《第4回検討委員会を傍聴して一県民に開かれた県政と言えるのか疑問一》

第3回で議論され、結論が出なかった条例の名称および前文は、多くの県民の意見や検討委員会での話し合いから、「名称は男女平等が望ましいが、もし困難であれば前文に男女平等と明示してほしい」と委員長の発言で、県に再考をうながしました。今回の結論に期待を持って参加しましたが、内容は第3回よりも後退したものでした。大きく失望するとともに、これが富山県の実態なのかと痛感しました。

県は「男女共同参画」の名称については男女平等を当然の前提としているからと説明しましたが、富山県の実態をよく見ていない認識であり残念です。県が調査した男女協同社会意識調査でも社会のしくみの上でも、政治、職場、社会通念、家庭でも不平等感を抱いている人は70～80%以上です。これまで開いてきたフォーラムや、500通を超える意見などを考慮していないのではないかと思います。細部には少しひとり入れられた部分もありますが、企業責任についても協力するように努力しなければならないとあります、責任が明確でありません。

私は憲法や女性差別撤廃条約の理念をつらぬくこと、女性の実態や要求に応じて母性保護、企業責任をもりこみ、眞の男女平等が富山県でも深く根づくよう要請し、広めて行きたいと思っています。

1月23日、私は「みんなの会」の東山さんらと共に「2001年度予算要請」で中沖知事にお会いしました。女性の代表として、特に「男女平等参画社会条例」「乳幼児医療費就学前迄無料」を要望しましたが、知事側からは2000年国体の成功や、新幹線実現がんばって来たと話があり、こちらの要望とかみ合った話し合いにはなりませんでした。こんなことでも、私たちと面会したのは初めての事で、これで県民に開かれた県政といえるのか首を傾げたくなりました。

条例制定だけが最終目的ではなく、平和でなければ、男女平等も、人権も守れません。21世紀は平和で眞の男女平等が花開くよう力を合わせましょう。

(中川 玲子)

《男女平等条例にして下さい！一県は「県民の意見を聞く」というゼスチヤーだけか？》

平成11年6月、国で「男女共同参画推進条例」が出来た。県は平成12年6月議会で急に条例を作ることを発表した。それも平成13年2月議会で提案するという。その間6ヶ月しかない。私たちはそんなに急がないで最低でも1年間はかけ、県民の意見を充分聞いて、21世紀にふさわしいものにしてもらいたいと思った。県は県内2ヶ所で県民の意見を聞き意見を求めた。500余通の意見が届き、名称についてはほとんどが「男女平等」にして欲しいといった。私たちも何回も県の担当課や議員とも話し合いをしてきた。しかし、検討委員会で、「男女共同参画推進」を確認した。富山県では特に男女平等になっていないからこそ、そのものずばり「男女平等」と表現した方が分かりよいと思う。東京都は「男女平等条例」となっている。今後制定されるところは「男女平等」となるのは必至である。

残念ながら、県は「県民の意見を聞く」というゼスチューだけだったのだ。何回も担当課へいって感じたことは、県職員は私たち県民より上なのだという意識が見え、同じフローで共に考えようという態度は見えないように思えた。出来上がってしまってから上から伝達されるのではなく、企画の時点から広く県民に参画呼びかける態度を県知事はじめ行政に強く希望する。

21世紀が始まったのだから。

(伊藤 淳子)

活動チーム・調査プロジェクト

通常国会も始まるし、年末年始のお休みムードからそろそろ足をあらわなければ！？

前回のこの欄で、市町村別「男女平等政策現状調査」で回答が抜けているものや質問の意味を取り違えていたものをチェックして、各自治体に再度依頼して、データーを出しておきますと書きましたが、実はやっていません。エネルギー不足で、ごめんなさい。全自治体から、一応の回答が来ていることもあり、このままでいいと思っています。

早速ですが、分析の方法やまとめ方、報告書などについて全体会の折に話合いたいと思います。これは、調査目的プラス堀江個人の思いつきで書いてみたもので、みんなでたたいてください。全体会に出られない方は前にご意見下さい。

提案》

自分の住む市町村（県）に、現状と調査からみた意見を届け、できるなら提案をする。

県民が何を求めているか？魚津市や高岡市、黒部市などメンバーが多い市町村へ行って、そのメンバーといっしょにその自治体の問題を考える。

職員と市民の意識の差を探り、パートナーシップについて考える。

〈虹と緑の500人リスト〉で、すでに調査した所があれば比較する。

条例に間に合わなかったが、プランには間に合うので、県内における政策上の緊急課題は何かを考える。

*1周年の折（5月）、この報告書に基づいて、次のステップを考えるための講演会（講師は井田広行さん）などを考えてはどうでしょうか？

文責 堀江（Fax：076-425-1702）

会計からのお知らせ 2001年1月度

1. 収入の部 年会費納入者11人、カンパ提供者1人	30,000円。
2. 支出の部 「シャキット情報9」発行、全体会案内等	約 10,600円。
	残高 54,083円（1/25現在）

年会費未納の方へのお知らせ

* 年会費 2000円を納めてください。

郵便振込 00730-1-47435 シャキット富山35

* 財政が逼迫していますので、年会費未納のかたには「シャキット情報」等の送付を中止せざるを得なくなります。ぜひ、ご協力お願いします。

条例プロジェクトチーム

「条例の学習から その3」

今回はこの条例を実施する主体である県と県民の責務、および実施内容と密接な関係を持つ事業者の責務条項を記載します。これは実施主体を明確に規定し、取り組みを責務として立ち立てることにより拘束力を持たせるための条項です。

(県の責務)

第4条 県は、男女平等社会を実現するため、男女平等推進に関する積極的・正措置を基本とする施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

(2) 県は、前項の施策について、自ら積極的に取り組まなければならない。

(3) 県は、本条第1項の施策について、県民、事業者、市町村と協働して実施するよう努めなければならない。

〈具体的な施策〉 家庭、職場、学校、地域での生活および活動に係る男女間の格差を改善するための支援を積極的に行なうことなどが求められる。

〈解説〉 地方分権法の考え方に基づき、県と市町村が対等であることの前提から、これら事業の推進体制は協働して行なう点を確認するものである。

(事業者の責務)

第5条 事業者は男女平等推進に積極的に取り組み、男女平等社会の構築に努め、県の施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域、その他のあらゆる分野において、男女平等社会を築くことに努めなければならない。

(2) 県民は、男女平等社会の構築を目指し、性別による差別的取り扱いを排除するとともに、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度および慣行を改善するよう努めなければならない。

第7条は女性にとって非常に重要な条項ですが、表現の自由とあいまって線引きや具体的な規定の難しく、同時に意識変革の柱ともなる分野です。国や県が作成中の行動計画にこの関連をどこまで盛りめるかを注目し、声を上げなければならないと思います。

(公衆の表示に関する留意)

第7条 何人も、公衆の表示する情報において、性別による固定的な役割分担、女性に対する身体的および性的暴力、並びに女性性の商品化を助長する表現を行なわないようにつとめなければならない。

〈解説〉 公衆の表示に関する男女平等の達成は、イメージや象徴が人々の認識形成に大きなウエイトを占める高度情報社会では重要な要素である。よって情報においては男女の人権尊重や差別の撤廃という男女平等の考え方は、何をおいてもまず考えなければならない。しかしながら、性別による固定的役割分担や女性に対する身体的・精神的暴力を助長する表現については、従来“慣行”として認められてきた点でもあることに留意し、改めてこの点の問題性を強調し、こうした表現に慣れてきた人々の意識に改革をもたらす必要がある。女性性の商品化とは例としていわゆるミスコンテストの類もこれに含まれる。

〈具体的な施策〉 この点で県は率先してモデルとなる必要がある。県の刊行物において、性別による固定的な役割分担および女性に対する身体的・性的暴力等を助長する表現が行なわれていないかを点検する。(金嶋 Tel・Fax:0763-37-2131)